

自己点検評価書

令和6年度（自：令和6年4月1日 至：令和7年3月31日）

[日本高等教育評価機構 大学機関別認証評価 準拠]

令和7(2025)年6月
東京有明医療大学

目 次

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色 . . .	1
II. 沿革	5
III. 評価機構が定める基準に基づく自己評価	8
基準 1. 使命・目的	8
基準 2. 内部質保証	11
基準 3. 学生	15
基準 4. 教育課程	24
基準 5. 教員・職員	29
基準 6. 経営・管理と財務	34
IV. 大学が独自に設定した基準による自己評価	39
基準 A. 社会連携	39

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等

1. 建学の精神・大学の基本理念

学校法人花田学園（以下「花田学園」という。）の創立者である花田傳は、戦後日本における鍼灸医療の存続と復興に尽力し、（社）日本鍼灸師会の設立に中心的役割を担い、業界の指導的役割を果たしていた。関係する業界の地位向上と、社会的信頼を得るためには教育機関のレベルアップが必要であるとの認識のもと、私財を抛出し、1956（昭和31）年4月東京都渋谷区に日本中央鍼灸専門学校（現・日本鍼灸理療専門学校）並びに東京高等柔道整復学校（現・日本柔道整復専門学校）を設立、開校した。以来、学校教育に専念し、1982（昭和57）年に87歳で他界するまでの間、国民の保健、医療、福祉の分野において、高い臨床能力と豊かな人間性を兼ね備えた社会に有為な人材の育成に努めた。両校は、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師と柔道整復師の養成施設として、現在までに合わせて約17,000名の臨床家を輩出している。その伝統を踏まえて設立された本学における建学の精神と教学の理念は、以下のとおりである。

【建学の精神】

「豊かな知識と確かな技術並びに患者の目線を大切にするバランスのとれた医療人を養成するとともに研究的視点を兼ね備えた人材を育成し、社会に貢献する。」

【教学の理念】

「本学は、深く保健、医療、福祉に関する専門の学問を教授研究し、職業及び社会生活に必要な教育を施し、高い倫理観に基づく人間形成を重んじ、国民の保健衛生に寄与すると共に、国際性に富む有為の人材を育成する。」

- (1) 豊かな人間性と高い倫理観とを兼ね備えた人材の育成
- (2) 保健、医療、福祉に対する深い見識をもち、国民の健康づくりに幅広く貢献できる人材の育成
- (3) 確かな技術と深い洞察力をもって健康を望む全ての人に適切な治療とケアを提供できる人材の育成
- (4) 臨床、研究を通じて医療の国際的な発展に貢献することのできる人材の育成

2. 使命・目的

本学の目的は、学則（東京有明医療大学学則、以下「学則」という。）の第1条に「教育基本法及び学校教育法に基づき、深く保健、医療、福祉に関する専門の学問を教授研究し、職業及び社会生活に必要な教育を施し、高い倫理観に基づく人間形成を重んじ、国民の保健衛生に寄与すると共に、国際性に富む有為の人材を育成すること」と定めている。また、大学院の目的は、学則（東京有明医療大学大学院学則、以下「大学院学則」という。）の第2条に「保健衛生学に関する学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を極め、国民の保健衛生の進展に寄与すると共に、国際性に富む有為の人材を育成すること」と定めている。

また、各学部・学科、研究科における目的及び育成すべき人材像については以下のとおりである。

(1) 保健医療学部

鍼灸学、柔道整復学が我が国において広く国民の保健医療に貢献してきた歴史と、現代医療における両学の位置づけを正しく理解するとともに、豊かな人間性の涵養と高度な専門知識、確かな臨床技術の修得を通じて、国民の保健衛生に寄与できる医療人を育成すること。（学則第1条第2項第1号）

① 鍼灸学科

東洋医学の知恵と技術を現代に活かし、高度な臨床能力と研究的思考能力を備えた鍼灸師を育成すること。（学則第1条第3項第1号）

② 柔道整復学科

理論と実践の両面から優れた臨床能力を養い、科学的な視点と倫理観を備えた柔道整復師を育成すること。(学則第1条第3項第2号)

(2) 看護学部

少子高齢社会の到来という時代にあって、人類の歴史上、かつて体験したことのない健康福祉にかかる人々の多様な問題に対して、専門職としての判断と技術が駆使できるよう、必要な学問体系をもって教育訓練をし、国民の保健衛生に寄与できる医療人を育成すること。(学則第1条第2項第2号)

① 看護学科

看護の本質を踏まえ、第一級の看護を提供できる看護師を育成すること。(学則第1条第3項第3号)

(3) 保健医療学研究科

保健医療学の理論及び応用を教授研究し、高度の専門職業人及び卓越した研究能力を有する人材を育成すること。(大学院学則第2条第2項第1号)

(4) 看護学研究科

看護学の理論及び応用を教授研究し、高度の専門職業人及び卓越した研究能力を有する人材を育成すること。(大学院学則第2条第2項第2号)

本学においては、各学部等の目的を踏まえた上で、鍼灸・柔道整復・看護各分野の協働、相互連携並びに各々の役割の社会的向上と更なる発展を目指し、伝統医療と現代医療が補完しあう、新時代の医療を支える人材の育成に取り組んでいる。

3. 大学の個性・特色等

本学の主な特色については、以下のとおり4つの項目にまとめ、ホームページ(以下「HP」という。)に掲載している。

(1) よくわかる、しっかり身につく少人数教育

本学は、教員が学生一人ひとりと向き合い、個々の学生とコミュニケーションが取れるようにした「少人数教育」を目標としている。その結果、教員と学生の距離が近く、普段の授業の中で技術や知識がしっかりと身についていく。また、そうした雰囲気や育む活発な対話は、「こころ」と「からだ」の双方に働きかける医療に必要な、コミュニケーション能力を実践的に養うこととなる。

(2) 国内外で活躍する一流教授陣による質の高い授業

本学の母体となっている花田学園は、歴史と伝統のある鍼灸あん摩マッサージと柔道整復を専門とする職業専門学校で、これまでに多くのはり師、きゅう師、あん摩マッサージ指圧師並びに柔道整復師を国内外に送り出してきた。卒業生の多くは地域医療の担い手として全国各地で活躍している。こうした花田学園の伝統の力は本学の教授陣の陣容にも現れており、医師等を中心とした西洋医学の基礎分野や臨床分野の人材と、鍼灸・柔道整復・看護等の各分野を専門とする人材は名実ともに一流のプロフェッショナルにより構成されている。両者のコラボレーションによる教育は、医療分野で活躍を期待される学生の知識や技術を確かなものにしている。

(3) 学びが融合する視野の広いカリキュラム

現代医学と伝統的な東洋医学の学問体系を総合的に学べる教育課程(カリキュラム)を編成していることも本学の大きな特色といえる。言語やコミュニケーションのほか、自然科学、心理学などの知識とともに、現代医学や東洋医学に関する基礎知識を学ぶことで、これからの医療人に求められる幅広い見識を身につけることができる。

(4) 地域と環境を思いやる開かれた大学

本学のキャンパスは、東京湾に面した開放的なウォーターフロントに位置して

おり、緑の環境づくりの一環として 2,500 m²の天然芝のグラウンドや 5 階部分に屋上庭園（SAKURA GARDEN）を配したほか、自然換気システムを採り入れるなど、随所に環境への配慮を施した。また、地域に開かれた大学として、図書館やカフェテリアなどは一般の人にも開放している。2011（平成 23）年には学生にとって貴重な実習の場となる附属鍼灸センター及び附属接骨センターに続き、附属クリニックもオープンし、地域の人々の健康づくりにも貢献している。

その他の個性・特色として、次のようなものがあげられる。

(5) 学園全体の卒業生ネットワーク

本学の設立母体である花田学園は、1956（昭和 31）年の創立以来、2 つの専門学校において数多くの鍼灸師やあん摩マッサージ指圧師、柔道整復師並びにアスレティックトレーナーを育成してきており、卒業生の数は約 17,000 人にのぼり、地域医療の担い手として全国各地のみならず、海外でも活躍している。

本学も 2013（平成 25）年に第 1 期の卒業生を輩出し、本年で 12 期目の卒業生を送り出し、鍼灸、柔道整復並びに看護の各分野において活躍している。また、卒業生ネットワークは、卒業生の進路（就業先）の確保だけでなく、各業界の現況や直面している課題などの情報源としても大いに役立っている。

(6) アスレティックトレーナーコース、健康運動実践指導者コース（保健医療学部）

花田学園では、2003（平成 15）年より日本体育協会（現（公財）日本スポーツ協会、以下「日本スポーツ協会」という。）公認のアスレティックトレーナー専攻科を開設し、数多くの日本スポーツ協会公認アスレティックトレーナーを輩出してきている。本学においても、伝統医療にスポーツと予防の側面を加えた専門家の養成の期待を担うため、開学当初より保健医療学部の付帯教育としてアスレティックトレーナー（AT）コース（以下「AT コース」という。）と健康運動実践指導者（HFI）コースを設置して、鍼灸師や柔道整復師の国家資格に加え、より幅広いフィールドでの機会を提供している。

AT コースにおいては、日本スポーツ協会の認定する免除適応コース（日本スポーツ協会が行っている指導者育成の講習会は養成講習会と呼ばれ、認定された教育機関でそれと同等の教育を行うことで、養成講習会の受講が免除され同じ受験資格を得られるコース）を開設しており、単独でそれぞれの資格（鍼灸師、柔道整復師、アスレティックトレーナー）を別々に目指す他の教育機関に比べ、経済的及び時間的負担に配慮して 4 年間で資格取得ができるように工夫している。

(7) 国際交流への積極的な取り組み

本学の目的のひとつでもある「国際性に富む有為の人材の育成」に基づき、海外の研究者との交流や次の大学と大学間協定や学部・学科間の協定を締結するなど、積極的な取り組みを行っている。

- ① Harvard Medical School の研究者及び New England School of Acupuncture（2009（平成 21）年度及び 2011（平成 23）年度～）
- ② MCPHS 大学（Massachusetts College of Pharmacy and Health Sciences）（大学間協定、2017（平成 29）年度～）
- ③ イリノイ大学（大学間協定、2018（平成 30）年度～）
- ④ モンゴル国立医療科学大学（大学間協定、2009（平成 21）年度～）
- ⑤ 韓国龍仁大学校（大学間協定、2013（平成 25）年度～）
- ⑥ シンガポール国立大学（学部間協定・看護学部、2011（平成 23）年度～）
- ⑦ オーストラリア Charles Sturt 大学（学部間協定・看護学部、2018（平成 30）年度～）
- ⑧ タイ王立チェンマイ・ラチャパット大学（大学間協定、2024（令和 6）年度～）

(8) 大学院保健医療学研究科と看護学研究科の設置

卒業後の進路の一つとして、更なる研究活動に取り組み、各分野における研究者等を目指す道を設けている。

保健医療学研究科においては、鍼灸学、柔道整復学の各分野における高度な医療専門職業人や、医科学研究の素養及び保健医療学分野の解析研究を修得した先駆的な立場となれるような研究者の育成を通じ、地域社会に貢献できる人材の育成を図っている。また、看護学研究科においては、基盤看護学又は実践看護学の領域において、優れた研究・教育能力を備えた人材を育成し、多様に変化する社会の健康問題に対して、エビデンスを確実に捉え、その実態から国民の心身の健康保持・増進のために、看護職が果たすべき役割をそれぞれの専門分野において戦略的に取り組んでいくような人材の育成を目指している。

Ⅱ. 沿革

1. 本学の沿革

1956(昭和 31)年 4 月	日本中央鍼灸専門学校設立 併せて東京高等柔道整復学校設立（初代校長・花田傳）
1963(昭和 38)年 9 月	学校法人花田学園として法人認可（初代理事長・花田傳）
1964(昭和 39)年 4 月	日本鍼灸理療学校及び日本柔道整復学校に校名変更
1979(昭和 54)年 7 月	専修学校医療専門課程認可 日本鍼灸理療専門学校及び日本柔道整復専門学校に校名変更
1982(昭和 57)年 12 月	初代理事長(創立者)・花田傳死去、平川勇・第 2 代理事長就任
1997(平成 9)年 4 月	櫻井康司・第 3 代理事長、平川勇・相談役就任 渋谷区桜丘町 20 番 1 号に専門学校新校舎竣工
2006(平成 18)年 4 月	花田学園創立 50 周年
2008(平成 20)年 10 月	東京有明医療大学保健医療学部鍼灸学科・柔道整復学科及び 看護学部看護学科認可
2009(平成 21)年 4 月	江東区有明に東京有明医療大学を開学（初代学長・佐藤達夫）
2013(平成 25)年 4 月	大学院修士課程（保健医療学研究科・看護学研究科）開設
2015(平成 27)年 4 月	大学院博士後期課程（保健医療学研究科）開設
2017(平成 29)年 4 月	本間生夫・第 2 代学長就任
2019(平成 31)年 4 月	東京有明医療大学創立 10 周年
2021(令和 3)年 4 月	林洋・第 3 代学長就任

2. 本学の現況

・大学名	東京有明医療大学	
・所在地	東京都江東区有明 2 丁目 9 番 1 号	
・学部の構成	保健医療学部	鍼灸学科 柔道整復学科
	看護学部	看護学科
・大学院研究科の構成	保健医療学研究科	保健医療学専攻（博士前期課程） 保健医療学専攻（博士後期課程）
	看護学研究科	看護学専攻（修士課程）

東京有明医療大学

・学生数、教員数、職員数

表1 学生数 (2024(令和6)年5月1日現在)

(単位：人)

大学 (学部)

学 部	学 科	入学定員	収容定員	1 年	2 年	3 年	4 年	合計
保健医療学部	鍼灸学科	60	240	23	42	34	34	133
	柔道整復学科	60	240	42	59	41	37	179
保健医療学部 計		120	480	65	101	75	71	312
看護学部	看護学科	50	200	62	62	63	54	241
看護学部 計		50	200	62	62	63	54	241
合 計		170	680	127	163	138	125	553

大学院 (研究科)

研究科	専 攻	課 程	入学定員	収容定員	1 年	2 年	3 年	合計
保健医療学研究科	保健医療学専攻	博士前期課程	7	14	4	5		9
		博士後期課程	2	6	-	1	3	4
看護学研究科	看護学専攻	修士課程	3	6	1	-		1
合 計			12	26	5	6	3	14

表2 教員数 (2024(令和6)年5月1日現在)

(単位：人)

学 部	学 科	専任教員					助手	合計
		教授	准教授	講師	助教	計		
保健医療学部	鍼灸学科	9	3	6	1	19	-	19
	柔道整復学科	7	5	5	-	17	2	19
保健医療学部 計		16	8	11	1	36	2	38
看護学部	看護学科	9	1	4	7	21	1	22
看護学部 計		9	1	4	7	21	1	22
小 計		25	9	15	8	57	3	60
研究科	専 攻	(教授)	(准教授)	(講師)	(助教)	(計)	(助手)	(合計)
保健医療学研究科	保健医療学専攻	(14)	(8)	(5)	(-)	(27)	(-)	(27)
看護学研究科	看護学専攻	(10)	(1)	(4)	(5)	(20)	(-)	(20)
合 計		25	9	15	8	57	3	60

※研究科教員については、学部学科所属教員が兼担のためカッコ書きとしている

東京有明医療大学

表 3 職員数 (2024(令和 6)年 5 月 1 日現在) (単位：人)

専任職員	非常勤職員	合 計
30	9	39

Ⅲ. 評価機構が定める基準に基づく自己評価

基準 1. 使命・目的

1-1. 使命・目的及び教育研究上の目的の反映

①学内外への周知

②中期的な計画への反映

③三つのポリシーへの反映

④教育研究組織の構成との整合性

⑤変化への対応

(1) 1-1 の自己判定

「基準項目 1-1 を満たしている。」

(2) 1-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-1-①学内外への周知

本学の目的である学則第 1 条「教育基本法及び学校教育法に基づき、深く保健、医療、福祉に関する専門の学問を教授研究し、職業及び社会生活に必要な教育を施し、高い倫理観に基づく人間形成を重んじ、国民の保健衛生に寄与すると共に、国際性に富む有為の人材を育成すること」は、広くホームページで周知するほか、全学生に配布しているキャンパスライフにも記載し、オリエンテーション時にも周知を行っている。学部学科の目的は大学案内にも記載し、オープンキャンパスや説明会等でも周知し、理解した上での受験を促している。

大学院の目的についても、ホームページに載せているほか、年度当初のオリエンテーションでも学生に周知している。

1-1-②中期的な計画への反映

トップレベルの医療系大学を目指すために、令和 6 年度から新たに制定した第 2 期中期計画においても目的を達成するため、以下の通り計画に反映している。

・教育（国家試験合格率、卒業生の活躍等）、研究（科研費等の公的補助金の獲得、学会でのリーダーシップ、発表論文の質と量等）、臨床（附属施設の診療実績等）の各項目から重点的に活動する分野を選択する。

・各学科の重点活動分野を参考にして、大学全体の重点的な活動分野を設定する。

・教育分野・研究分野・臨床分野の各分野において評価指標を設け、各指標を点数化して達成度を評価する。

(1) 教育分野：学生の満足度、国家試験合格率、休学率、退学率、4 年間卒業率、定員充足率、就職率、卒業生アンケート調査結果、就職先アンケート調査結果

(2) 研究分野：公的資金獲得数、専門分野の論文数（査読有、英文・和文別）、論文被引用数

(3) 臨床分野：教員の臨床分野での活躍、東京有明医療大学附属クリニック・鍼灸センター・接骨センターの地域貢献度

1-1-③三つのポリシーへの反映

使命・目的及び教育研究上の目的を三つのポリシーに反映させるため、三つのポリシーについて、教育の質の保証・向上を図れるよう社会環境の変化に応じた見直しについて検討を行った。特にディプロマ・ポリシーを軸に、「身につける能力」について 3 学科の共通性（表記形式等の統一を含む）を図るところから検討を行い、3 ポリシー見直しについて結論には至っていないが、特に大きな修正が必要であるとの意見はなかった。

1-1-④教育研究組織の構成との整合性

教員の教育及び研究のレベルアップを図るために、卒業研究をする学部学生の研究指導にあたる若手研究者に対し、各領域の上位の教員がフォローした。また授業、実習担当時

間について検討し、特に若手教員も研究時間を確保するための教員体制について検討した。学生アドバイザーの配置は、担当する科目の多い学年の担当とするなど学生の状況の把握や対応を効率よくできるようアドバイザー教員の配置について見直しを行った。

1-1-⑤変化への対応

博士後期課程まで進む学生を増やし、長期にわたり教育研究の目標が達成できるよう、大学院に進学する学生増加に向けての方策について検討してきており、今後に変化に対応していく。授業を通じて、特に卒業研究を通じて、大学院の存在意義や学ぶことの楽しさを体感させたい。大学院を知らない環境で育った学生には大学院の存在理由や価値を知る由もないが、大学院の入学確保は大学存続にも繋がる。今後の未来の大学の発展は大学院にあるという気概を持って、学部の授業に臨むことが肝要である。

また大学紀要を電子媒体から紙媒体にして部数を多くして教員だけでなく職員にも配布し、自分の専門以外の分野の論文にも目を通してもらう機会を作った。このことにより大学紀要の存在をアピールすることにつながり、大学に愛校心が芽生えてくれることを期待している。紙媒体の紀要の配布の効果についてアンケートで検証し、効果があるようなら引き続き紙媒体の配布をしていくことにしたい。なお、フィンランドでは電子媒体の教科書から紙媒体の教科書に変更しているようである。理由は電子媒体だと興味ある部分しか目に留まらず、可能性を潰してしまうことに繋がるとの判断のようである。

【基準1の自己評価】

(1) 成果が出ている取組み、特色ある取組み

鍼灸学科は学生の状況の把握や対応を効率よく行うこと等により学生アドバイザーの配置を調整した。

柔道整復学科の教育分野において、柔道整復師国家試験合格率100%を目指した取り組みを積極的に行う。具体的には、補講、模擬試験、国家試験対策以外にも個別指導や習熟度別（難易度段階別）ドリルの開発、卒業研究の指導の中で学年を超えた教えあいなど、合格者を1人でも多く輩出するように学科教員全体で取り組んでいる。

アドバイザー制度の充実を図り、休学率、退学率の低下を目指し、欠席が続く学生に対して積極的に面談を行うようにしている。家庭環境や友人関係などが原因とした心身に問題を抱える学生が散見されるため、学生総合支援室を活用し、専門家と連携をとって早期に学生の状況を把握するように努めた。研究分野での充実策として、若手教員に対して外部資金（競争的資金）獲得を応援している。その一環として柔道整復学科では、シニアアドバイザー制度を設け、申請書類作成の指導を行ってきた。

大学院の在学生オリエンテーション、新入生オリエンテーションにおいて研究科長との意見交換を実施した。その中ですぐに解決できる問題は迅速に解決し、審議が必要な事項に関しては研究科委員会で取り上げるようにした。

(2) 自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など

鍼灸学科の担当科目等教員体制については現状はほぼ妥当であるが、学科教員の年齢構成からは若手教員の補充の検討も必要である。

今年度は保健医療学研究科の博士後期課程に1名、博士前期課程に4名の志願者があった。授業や授業以外の談笑など教員と学生の意見交換が比較的効果的であるとともに、博士後期課程まで進む学生を増やし、大学院に進学する学生増加に向けての方策について検討する必要がある。

看護学科においては毎年、一定数の留年者、退学者がみられ。医療現場の変化に応じた、安全で効果的な実習を継続的に行う必要がある。研究面では、若手教員による外部資金（競争的資金）の獲得が少なかった。

博士後期課程まで進む学生を増やし、長期にわたり教育研究の目標が達成できるよう、大学院に進学する学生増加に向けての方策について検討してきており、今後も時代の変化に対応していく。

(3) 課題などに対する改善状況と今後の取組み予定

鍼灸学科は、学生の学修状況や教員の教育支援体制等の変化に応じて対応を検討する。

柔道整復学科では、各学年間の授業数の偏り、学生の負担を考慮したカリキュラムの見直しを実施し、2025年度の入学生より運用できるよう準備を進めた。

看護学科では、総合演習Ⅰ・総合演習Ⅱ・模擬試験等の4年間の学習の振り返りにより国家資格取得のための支援や、GPAを用い学生の学修成果を評価し、「成績不振学生に対する助言・指導のガイドライン」に基づき要指導学生に対し、アドバイザーを中心とする指導制度を充実させるなど、早期に学生の状況を把握することで留年および退学者の減少のための働きかけを行った。今後もその働きかけについては継続していく。実習先の病院と連携し、安全かつ効果的な臨床実習を行うために必要な教員（1病棟学生4名に対し教員1名）を配置した。この教員配置については、今後とも実習先と協議し、安全で効果的な実習の実施のため、柔軟な対応を行っていく。

また、若手教員が外部資金（競争的資金）獲得のための基盤を形成するため、優先的に学科共同研究費を活用し、基礎的研究および学会参加等の支援を行い、今後もその働きかけを継続していく。

授業、実習担当時間について検討し、特に若手教員が研究時間を確保するための教員体制について検討した。また、教員の教育及び研究のレベルアップを図るために、卒業研究をする学部学生の研究指導にあたる若手研究者に対し、各領域の上位の教員がフォローした。また、研究発表や、論文執筆の契機として大学紀要を活用した。

大学院では、教員の教育及び研究のレベルアップをはかるために、卒業研究をする学部学生、大学院生の研究指導にあたる若手研究者に対して、シニア研究者（特任教授など）がフォローする体制を今後も継続していく。学部の卒業研究で優秀な研究は、大学紀要に積極的に投稿する取り組みをしていく。

基準 2. 内部質保証

2-1. 内部質保証の組織体制

①内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

(1) 2-1 の自己判定

「基準項目 2-1 を満たしている。」

(2) 2-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-1-①内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

本学では、学則第 2 条第 1 項で、「本学は、前条の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果に基づいて教育研究活動等の改善及び充実に努める。」と定め、学内の内部質保証のための組織体制を構築している。

本学における内部質保証の全学的方針は、「学長を中心として全学的にこれに取り組み、本学の理念・目的、教育目標及び各種方針の実現に向けて、恒常的に改善を図り、質的向上を推進すること」である。

具体的には、自己点検・自己評価と中期計画に基づく PDCA サイクルを毎年実施することを基本とし、その着実な実施により教育研究の質的水準を高め、その質の保証を担保する。中期計画については、「理念・目的等の共有と周知」「内部質保証の向上に向けた点検・評価」「求める学生像に合致した学生の受け入れと学生支援の充実」「教育の質保証と向上」「教学マネジメント体制と教職員の資質・能力向上」「経営・管理機能の強化と安定した財務基盤の確立」と「地域社会との連携」の 7 つの大項目からなっており、各学科、委員会及び事務局各部署が相互に連携して、PDCA サイクルを推進、検証を行っている。また、それらの活動をサポートする機能としての IR や、内部質保証の担い手である教職員の資質向上のための FD や SD 活動にも並行して注力している。

内部質保証に関する全学的な方針については HP に掲載しており、組織及び責任体制は、次のとおりである。

① 大学協議会

学長は、本学の校務全般についての決定権を有するとともに、内部質保証に関しても最終的な決定及び責任を負っている。大学協議会は、学長の諮問機関として、教育、研究や大学の運営に関する重要事項の決定にあたり、学長に対して全学的な立場から意見を述べるという重要な役割を担っている。その構成員は、学長、副学長のほか、各学部・学科及び大学院研究科の長からなっている。

② 大学評価委員会

学長が委員長を務める大学評価委員会は、自己点検・自己評価や外部評価等の大学評価に関する事項を所管しており、内部質保証の推進に関しての中心的な役割を担う。なお、当委員会内に中期計画の見直しを検討する分科会を設け、中長期計画の各項目の達成状況等に基づき、期間途中での項目の見直しを適宜行っている。

③ IR 委員会

IR 委員会は、本学の教育研究の充実や教学運営に必要な情報の収集及び分析を行っており、学長の指名により副学長が委員長を務めている。委員会の活動としては、学長より命じられた事項に関しての情報の収集・分析を行うことで、学長を中心に策定される重点方針やその計画の推進において重要な役割を担っており、内部質保証に関してもその調査・分析が必要不可欠となっている。

④ FD 委員会

学長が委員長を務める FD 委員会は、本学の授業内容及び方法の改善・向上を目的とした組織的な取り組みを行っている。委員会には、毎学期毎に実施されている授業アンケートの結果を報告し、授業の改善のための評価・分析を行うほか、全学的な FD 研修会を企画・開催し、教員並びに教育課程の質的向上を図っている。

⑤ SD 活動（大学事務局にて取りまとめ）

SD 活動は、各学科・研究科や各委員会、事務局各部がそれぞれの部署単位で、管理運営や教育・研究支援までを含めた教職員の知識・技能の習得や能力・資質を向上させるために、学内での研修会の開催や外部の各種講習会・セミナー等へ参加する方法で行っており、毎年度、各部署の計画、実施状況を事務局にて取りまとめ、大学協議会に報告し、全学で組織的に取り組んでいる。

また、次のようなチェック機能を設け、それが働くことにより、評価の客観性や評価基準の統一性が検証され、内部質保証を担保している。

⑥ 監事

監事の監査は、本学では月 1 回、法人本部においては月 2 回実施され、大学協議会をはじめとする各会議の議事録を閲覧、報告を受けるほか、理事長や学長をはじめとする教職員に対するヒアリングを行う。また、必要に応じオブザーバーとして大学協議会ほかの主要な会議にも出席し、コンプライアンスや大学運営の問題点についてチェックするとともに、内部質保証に関しての意見も関係者に対して提言している。

⑦ 内部監査室

内部監査室の監査は、定期監査（会計監査 8 回（本学、法人本部各 4 回）、公的研究費監査 1 回）を実施するとともに、相互補完的に位置付けられている監事・独立監査人（公認会計士）・内部監査室による三様監査を効果的に進め、定期的に三者間の意思疎通を図り、必要な情報を相互に交換し、理事長へ監査の報告を行っている。

また、臨時監査として、中期計画（PDCA サイクルを含む）が計画通り遂行されているかを検証するため、計画の実施状況を各部署からヒアリングし、その結果を大学評価委員会に報告している。

2-2. 内部質保証のための自己点検・評価

①内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

②IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

(1) 2-2 の自己判定

「基準項目 2-2 を満たしている。」

(2) 2-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-2-①内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

自己点検・評価に関しては、学則第 2 条第 1 項に、「本学の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果に基づいて教育研究活動等の改善及び充実に努める。」と規定している（大学院に関しても、大学院学則第 3 条第 1 項に同趣旨の規定あり）。

2018（平成 30）年度より 6 か年の中期計画を策定し、各年度が終了する都度、各部署において自己点検・評価を行い、PDCA サイクルが機能する仕組みを確立している。年度終了直後の大学評価委員会において、取りまとめた上で、大学協議会、理事会に報告を行っている。また、その結果は HP において公表している。

2-2-②IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

IR 委員会では、自己点検・評価に資することとなる学修の動向や教育成果に関する情報等を収集、分析するため学修行動調査を行っている。実施結果については、委員会より各学科、委員会等にフィードバックし、必要に応じて意見・要望に対しての回答も含めて調査結果を公表している。2024（令和 6）年度についても、2025（令和 7）年 3 月に調査を実施した。

また、内部質保証の担い手である教員一人ひとりの教育・研究業績を把握し、それを大学全体としてまとめることで本学としての業績（＝ちから）を知るという目的で、2023

(令和 5) 年度から学長による教員業績調査を実施した。教員の業績を分析(強み・弱み、得意分野等)することで、学長が教育・研究支援、活性化において具体的にサポートする事項を検討する際の参考とすることも目的の一つである。

リサーチマップに教育研究上の新たな業績を逐次記録していき、教員の能力を把握し、教員間のお互いの研究能力を共有することで、大学全体の研究教育力の向上に努めた。

研究分野での充実策として、若手教員に対してシニアアドバイザー制度を設け、申請書類作成の指導を行うなど外部資金(競争的資金)獲得の支援をしている。また、シニア研究者が若手研究者をフォローする体制を作る際に、教員業績調査を活用した。

2-3. 内部質保証の機能性

①学生の意見・要望の把握・分析、結果の活用

②学外関係者の意見・要望の把握・分析、結果の活用

③内部質保証のための学部、学科、研究科などと大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

(1) 2-3 の自己判定

「基準項目 2-3 を満たしている。」

(2) 2-3 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

2-3-①学生の意見・要望の把握・分析、結果の活用

授業アンケート、学修行動調査のほか、在学生オリエンテーションでのアンケート調査の実施を検討し、学生から寄せられた大学に対する意見や要望を各委員会や各学科で検証・改善を図った。また 3 つのポリシーが達成されているかどうかを検証するためのアセスメントが形骸化しないように検討を行った。

また、校内 2 か所に学生意見箱を設置し、教育面、施設面等に対する学生からの意見・要望・提案等について、学内で検討し可能な限り改善を図った。

2-3-②学外関係者の意見・要望の把握・分析、結果の活用

東大病院の看護部長などと 2024 年度の採用状況について意見交換を行った。その結果や、近年の各病院における就職試験の前倒し状況を踏まえ、キャリア支援活動の見直しを行った。

2-3-③内部質保証のための学部、学科、研究科などと大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

本学では、三つのポリシーを各学科、各研究科で定めており、学内外に周知し、教職員で共有している。また、教育成果を可視化し、教育改善を恒常的に実施する目的で、三つのポリシーに則したアセスメント・ポリシーを定め、HP で公開している。アセスメント・ポリシーに従い、学生の学修成果を測定・評価することで、教育の質保証を図っている。大学院の在学生オリエンテーション、新入生オリエンテーションにおいて研究科長との意見交換を実施し、大学院修了後のライフプラン(就職活動、生活設計)について、話し合った。その中で将来ハラスメント事案に発展しそうな事案、コンプライアンスに抵触しそうな事案も挙げられ、事前に対応することが可能な状況となった。研究科ではコンプライアンス遵守が重要事項であるため、在学生オリエンテーションや新入生オリエンテーション等を通じて、コンプライアンス意識の向上に努めていく。

[基準 2 の自己評価]

(1) 成果が出ている取組み、特色ある取組み

学修行動調査のほか、年度当初の在校生オリエンテーションにおいて学生アンケートを行い、その結果について必要に応じて当該部門と共有し必要な改善を図った。

大学院では、研究科長との意見交換を在学生オリエンテーション、新入生オリエンテーションにおいて実施し、大学院修了後のライフプラン（就職活動、生活設計）を自由に話し合える時間と場の提供を行った。

（2）自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など

鍼灸学科では、学修環境や方法、学生生活等に関する種々の悩みや要望のあることが明らかになった。中には学費や学内の売店の設置等容易に対応できない内容もあった。柔道整復学科では在学生オリエンテーションにおいて、在学生に大学に対する要望などについてアンケートを取り、学科ですぐに解決できる問題は迅速に解決し、議論が必要な事項に関しては速やかに教授会で取り上げるようにした。

（3）課題などに対する改善状況と今後の取組み予定

引き続き授業アンケート、学修行動調査を行い、学生の意見や要望を把握し、可能なものから対応していく。また、在学生オリエンテーション、新入生オリエンテーションなどの機会を通じ、学生との意見交換を積極的に実施する。

また、学部・研究科での議論が必要なものを除き、改善が必要なものについては、できるものから速やかに実施することとし、引き続きコンプライアンスの推進に努める。

基準 3. 学生

3-1. 学生の受入れ

①アドミッション・ポリシーの策定と周知

②アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

③入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

(1) 3-1 の自己判定

「基準項目 3-1 を満たしている。」

(2) 3-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-1-①アドミッション・ポリシーの策定と周知

「建学の精神」及び「教学の理念」に示される育成すべき人物像、すなわちディプロマ・ポリシーに掲げられる学位授与に値する学生を育成するという教育目標に対し、それを目指し得る素養を有する本学が求める学生（受験者）像を、アドミッション・ポリシーとして定めている。

アドミッション・ポリシーをはじめとする三つのポリシーは、必要に応じて見直しを行っており、各学部の教授会・研究科委員会にて策定の上、大学協議会にて承認した内容となっている。

アドミッション・ポリシーは、HP や大学案内、学生募集要項に掲載し、広く公表しているとともに、受験生となる高校生やその保護者、高校の教員等に対してできる限り直接丁寧の説明することを重視している。オープンキャンパスやキャンパス見学における個別面談、高校訪問による説明会や進路相談会等の機会を活用し、本学の教育内容を理解したうえで受験できるよう情報提供を行っている。

3-1-②アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

入試や学生確保に係る広報活動の企画立案、実施のほか、入学者選抜に係る調査研究を行うためアドミッションセンターを置き、副学長を同センター長としている。

アドミッション・ポリシーに沿った入学者を受入れるため、各学部及び各研究科では以下の選抜試験を行っている。

(2025 (令和 7) 年度生選抜試験)

【大学】

[保健医療学部]

- ① 総合型選抜 <第 1 回>小論文（自己 PR）、面接 <第 2・4 回>小論文（課題）、面接
<第 3 回>プレゼンテーション（自己 PR）、面接
- ② 学校推薦型選抜（公募制・指定校） 小論文、面接
- ③ 社会人選抜 小論文、面接
- ④ 一般選抜 <第 1 回> 学科試験（国語・英語・数学・生物から 2 科目選択）、面接
<第 2 回> 学科試験（国語）、小論文、面接

[看護学部]

- ① 総合型選抜 基礎学力試験、面接
- ② 学校推薦型選抜（公募制推薦） 基礎学力試験、面接 （指定校推薦） 面接
- ③ 社会人選抜 基礎学力試験、面接
- ④ 一般選抜 <第 1 回> 学科試験（国語必須、英語・数学・生物から 2 科目選択）、面接
<第 2 回> 学科試験（国語）、筆記試験（基礎学力試験）、面接

【大学院】

[保健医療学研究科（博士前期課程・後期課程）]

筆記試験（英語）、面接（口述試験含む。）

[看護学研究科（修士課程）]

筆記試験（英語、専門科目（専攻する専門分野））、面接（口述試験含む。）

入学願書と同時に提出させる志望理由書の記入内容については、学部や選抜区分に応じてアドミッション・ポリシーを踏まえ、志望理由以外の質問項目も設けて記入させている。大学院においては、研究計画書のほか、志望理由書（看護学研究科）や修士論文概要・研究業績一覧（保健医療学研究科後期課程）を提出させている。

すべての選抜試験で行っている面接においては、アドミッション・ポリシーに掲げる学生像にふさわしいか否かを判断基準としている。

総合型選抜については、保健医療学部では 2025（令和 7）年度入学者選抜から、従来の課題提示型の選抜方法に加えて、小論文（自己 PR）やプレゼンテーション（自己 PR）を新たに設けた。また、看護学部においても、総合型選抜を新たに実施した。

学校推薦型選抜においては、公募制推薦、指定校推薦の 2 つの区分を設けており、高校との信頼関係を基盤として、適切な選抜を行っている。一般選抜で実施している学科試験は、該当科目（国語、英語、生物、数学）における基礎知識・基礎能力を測る判断材料としている。

また、編入学制度を設け、欠員がある場合に限り、選考のうえ、相当年次に入学を許可している。さらに、生涯教育の推進を図るため、社会人などに対し、科目等履修生や聴講生の制度を設けている。

なお、選抜試験問題の作成及び評価に当たっては、学長が委嘱した准教授以上の教員を選抜試験の問題作成委員として配置している。

各学科では以下の検証を行った。

鍼灸学科は、アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入のための選抜試験の内容や方法の検討を行ってきた。

柔道整復学科では、入学手続きを終えた高校生に対し入学前教育を実施し、早い段階から医療系大学での心構えや基礎知識を身につけさせるように心がけてきた。

看護学科では、学生の学修評価を経年に行い、学生および看護の学修内容の変化に応じた、入学者選抜のための選考科目、選考基準を検討している。

大学院では、Google 翻訳や英語の必要性が時代と共に変化している現状において、「入試科目の英語を課すべきか」の検討を今後進めていく。

3-1-③入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

ここ 5 年間の学科、研究科別の入学定員、入学者及び収容定員、学生数とそれぞれの定員充足率は以下の【表 1-1】【表 1-2】のとおりである。

【表 1-1】 学科・研究科別の入学定員・入学者・充足率（過去 5 年間）

	2021 年度 (令和 3 年度)			2022 年度 (令和 4 年度)			2023 年度 (令和 5 年度)			2024 年度 (令和 6 年度)			2025 年度 (令和 7 年度)		
	入学 定員	入学 者数	充足 率%	入学 定員	入学 者数	充足 率%	入学 定員	入学 者数	充足 率%	入学 定員	入学 者数	充足 率%	入学 定員	入学 者数	充足 率%
鍼灸学科	60	42	70.0	60	42	70.0	60	43	71.7	60	21	35.0	60	38	63.3
柔道整復学科	60	58	96.7	60	56	93.3	60	54	90.0	60	40	66.7	60	48	80.0
看護学科	50	61	122.0	50	64	128.0	50	60	120.0	50	60	120.0	50	52	104.0
保健医療学研究科 (M)	7	7	100.0	7	6	85.7	7	6	85.7	7	4	57.1	7	4	57.1
保健医療学研究科 (D)	2	4	200.0	2	2	100.0	2	1	50.0	2	0	-	2	1	50.0
看護学研究科 (M)	3	0	-	3	1	33.3	3	0	-	3	1	33.3	3	0	-

※ 単位：人、％（小数点以下第 2 位四捨五入）各年度 5 月 1 日現在

【表 1-2】 学科・研究科別の収容定員・学生数・充足率（過去 5 年間）

	2020 年度 (令和 2 年度)			2021 年度 (令和 3 年度)			2022 年度 (令和 4 年度)			2023 年度 (令和 5 年度)			2024 年度 (令和 6 年度)		
	収容 定員	学生 数	充足 率%	収容 定員	学生 数	充足 率%	収容 定員	学生 数	充足 率%	収容 定員	学生 数	充足 率%	収容 定員	学生 数	充足 率%
鍼灸学科	240	185	77.1	240	187	77.9	240	189	78.8	240	174	72.5	240	133	55.4
柔道整復学科	240	211	87.9	240	220	91.7	240	222	92.5	240	212	88.3	240	179	74.6
看護学科	200	245	122.5	200	241	120.5	200	244	122.0	200	236	118.0	200	241	120.5
保健医療学研究科 (M)	10	10	100.0	12	9	75.0	14	13	92.9	14	10	71.4	14	9	64.3
保健医療学研究科 (D)	6	5	83.3	6	7	116.7	6	8	133.3	6	7	116.7	6	4	66.7
看護学研究科 (M)	10	2	20.0	8	2	25.0	6	1	16.7	6	1	16.7	6	1	16.7

※ 単位：人、％（小数点以下第 2 位四捨五入）各年度 5 月 1 日現在

2024（令和 6）年度中の 2025（令和 7）年度生の入学選抜において、保健医療学部鍼灸学科入学者は前年比 180%、柔道整復学科入学者は前年比 120%となったが、入学定員充足には届かなかった。看護学部看護学科は、初となる総合型選抜を導入し、募集人員 3 名に対して 29 名の志願者を集める等、入学定員の確保はできた。

2025（令和 7）年度中の 2026（令和 8）年度入学選抜においては、年内入学確保を目標に入試区分別募集人員の見直しや出願要件の一部変更を図るとともに、入試の変更点を高校側に早期に周知をし、積極的に伝える。

一方で大学院研究科について、保健医療学研究科（博士前期・後期課程）では、基礎学部や修士課程からの内部進学者が徐々に減少しており、定員未充足の状況が続いている。看護学研究科（修士課程）については、志願者が無かったため、定員充足を図るため、看護学科同窓会の LINE グループを通じ、定期的に情報発信を行っている。

3-2. 学修支援

①教員と職員の協働をはじめとする学修支援体制の整備

②TA(Teaching Assistant)の活用をはじめとする学修支援の充実

(1) 3-2 の自己判定

「基準項目 3-2 を満たしている。」

(2) 3-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-2-①教員と職員の協働をはじめとする学修支援体制の整備

学修支援に関しては、教務委員会及び学生委員会に教務課・学生課職員も定例会議に出席し学修や学生生活に関する内容の議論に加わり、委員会終了後に必要に応じて SD を開催し支援方法や新しい知識を共有するなど、諸問題に対して教職協働で対応できる体制を整えている。

教職員による学修支援体制としては、個々の学生を担当教員が支援する「学生アドバイザー制度」を設けるとともに、学生全体に対しては学務部内に「学生総合支援室」を設置し、対応している。

○学生アドバイザー制度

本制度は各学生に対して 1 人の教員が学生アドバイザーとして担当し、学修や就職、人間関係の悩みなど、何でも相談できる担任制度のようなサポートシステムである。新入生に対しては大学での学修や生活への適応を支援し、在学中に学修上の躓きの予兆があった場合には、科目担当者から情報提供を行い、学生アドバイザーが本人と面談を行うなど手厚くサポートしている。就職や国家試験受験が迫る 4 年生については、就職活動や国家試験合格に向けてのサポートを行っている。サポート状況については、Web ポータルシステム（アクティブポータル、以下、「AP」という。）内の「学生サポートメモ」において関係教職員間で共有している。また、「学修継続のための授業出

席状況アラート」や「成績不振学生に対する助言・指導のガイドライン」に基づき、修学継続が困難な学生や成績不良学生を早期に発見し、大学の学科会議や教授会で情報共有をするとともに、学生アドバイザーが積極的に支援を行っている。

○学生総合支援室

充実した学生生活が送れるようサポートする組織であり、副学長を統括責任者、学務部長を実務責任者とし、実際の支援は学部学科、各センターや事務局各部署が連携して行う。同室には公認心理師、臨床心理士を配置し、教職員では対応が難しい学習障がいなどの問題を抱える学生の支援や、学業や対人関係の悩み、トラブルや悪徳商法等の被害に関する相談など、修学継続に向けた総合的な相談・支援を行っている。

鍼灸学科の取り組み：学生アドバイザーを中心に、科目担当教員、教務・学生課及び学生総合支援室が連携し、要支援学生の早期発見に努め、適宜助言・指導を行った。また、Active Portal の「学生サポートメモ」、学科会議、学科共有ファイルを用いて、学生の出席状況や成績、指導内容等の情報を共有し、可及的速やかにきめ細やかな学生支援を行った。

柔道整復学科の取り組み：自身の将来像を試行錯誤することを可能にしていくことが想定されるので、学部を超えたアドバイザー制度の設置を目標とするワーキンググループの立ち上げを試みた。

看護学科の取り組み：GPA を用いて学生の学修成果を評価し、「成績不振学生に対する助言・指導のガイドライン」に基づき要指導学生に対し、学生総合支援室と協力しながらアドバイザーリーダー、アドバイザーを中心とする指導体制を充実させており、その結果2024年度の退学者は3名（全学年）にとどまった。

3-2-②TA(Teaching Assistant)の活用をはじめとする学修支援の充実

学修支援の方策として、オフィスアワー制度、TA 制度、AP システムの利用、学業不振や経済的理由による支援、障がい等のある入学希望者への対応を実施している。

○オフィスアワー制度

学生が教員の研究室を自由に訪問できる時間を設けており、各教員が指定の曜日・時間をシラバスなどで開示している。教員はその時間帯に研究室で待機し、学生の質問や相談に応じている。非常勤講師に対する質問については、学務部職員が取り次ぎ、対応を取っている。

○TA 制度

大学院生が教員をサポートし、学部学生に対し、きめ細かい教育を提供する制度である。これは大学院生にとって教育者・研究者として成長するための訓練の機会でもある。TA である大学院生は、学部の実技科目を中心に指導補助を行い、学部学生のモデルとしての役割を果たしている。大学院生のオリエンテーションに合わせて研修会を実施しており、若手教員が目的や役割、業務内容、心構えを説明し、研究科長を交えて課題の共有や意見交換を行っている。また、大学設置基準改正により、TA（指導補助者）に授業の一部を分担させることができる旨が明記されたため、TA 規則やガイドラインを見直すとともに、活用方法について検討を行った。

○AP システム

履修登録、シラバス閲覧、出席確認、掲示板や就職支援情報の閲覧などに利用され、学生の利便を図っている。このシステムは教員が学生の履修や単位修得を把握するためにも活用され、学生アドバイザーと学生、学務部教務課・学生課からの連絡にも利用されている。また、面談記録としても活用されている。

○学業不振や進路変更、経済的理由による休学や退学を検討している学生対応

教員と学務部職員が協働して支援を行い、特に家計の急変等による経済的困窮が生じた学生には、年間授業料の一部を免除する制度（免除額 40 万円）を設けている。また、成績優秀者に対しては授業料等免除制度を含めた表彰制度があり、学生の学修意

欲の向上を図っている。

○障がい等のある学生への支援

支援の申し出があった学生に対して、教員及び学生総合支援室のスタッフが必要に応じて保護者同席のもと、学生本人と面談し、疾病や障がいの状況を把握したうえで、支援や合理的配慮の必要性を確認している。支援や配慮が必要な学生に対しては、担当教員と学生総合支援室、教務課、学生課、保健管理センター等が連携し、授業時の対応を行っている。

また、本学では、入学前から支援する体制を整えており、学生募集要項に事前相談を明記し、オープンキャンパス等で個別相談を行っている。入学試験日のおおむね2ヶ月前までに「入学者選抜にかかる配慮依頼申出書」を提出してもらっている。

3-3. キャリア支援

①教育課程におけるキャリア教育の実施

②キャリア支援体制の整備

(1) 3-3 の自己判定

「基準項目 3-3 を満たしている。」

(2) 3-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-3-①教育課程におけるキャリア教育の実施

教育課程内の支援では、医療職（はり師、きゅう師、柔道整復師、看護師、保健師）の国家試験受験資格を取得できるため、学生は入学時よりそれぞれの国家資格に基づく職業に従事するという目的を持っており、社会的・職業的自立の方向性は明確である。教育課程の内容は、それぞれの養成施設の指定規則若しくは認定規則に則り、的確な教育内容の臨床・臨地実習を組み込んでおり、キャリア教育の推進、職業意識の育成や医療従事者としての必要な能力向上を図っている。また、キャリアに関する授業科目や授業コマは、シラバスに明記して学生に周知している。

鍼灸学科では、年度当初のオリエンテーションにおいて学年ごとに就職に関するガイダンスを実施するとともに、鍼灸経営学や学外関連施設実習、附属鍼灸センター実習、学びの技法入門等の授業において、就職先を強くイメージさせるキャリア教育を実施した。

教育課程外の支援については、就職委員会においてキャリア支援に関する戦略を立案し、それに基づいた支援を行っている。具体的な支援内容としては、学生課にキャリアコンサルタント有資格者を配置し、キャリア相談に対応しているほか、進路希望調査をもとに学生の個別指導に活用して就職先の紹介等を行っている。また、ホームページに卒業生が活躍している動画を掲載するほか、学生サポートセンターに卒業生の就職先を顔写真付き（本人の同意を得て）で紹介・掲示して、進路検討の参考となるよう工夫している。また、「就職サポートサイト」「就職サポートブック」を活用した就職活動の進め方や履歴書の書き方といった就職ガイダンスなどを通じ、学科別にきめ細やかなキャリア支援活動を行っている。鍼灸学科では、企業紹介、求人情報、卒業生による講話などを、学生がいつでも視聴できるようにインターネット上に就職支援サイトを設けたほか、「卒業生に聞く（キャリアに着目したプロフィール・キャリアシート）」を作成し、学生サポートセンターで閲覧できるようにした。柔道整復学科では、学生からの就職に関する相談を学生アドバイザーが中心となり、学生課の就職担当と連携して対応している。看護学科においては、株式会社マイナビから講師を招いて就職セミナーを開催している。1～4年次までの体系的なキャリア教育の他、特に3年生に対しては、領域実習後の面談を通し、自身の卒業後の専門職としてのキャリア形成のセルフイメージを具体化させるための働きかけを行った。

卒業後の進路の一つとして、大学院研究科への進学があり、保健医療学部においては、大学院への進学意向調査を学部4年次の前学期に実施して、大学院進学希望者に対する指導を行っており、毎年継続的に大学院進学者を輩出している。また、花田学園が設置する専門学校とも連携して、日本鍼灸理療専門学校及び日本柔道整復専門学校への進学

も、卒後の進路として選択されている。看護学科では、卒後、病院等の現場で看護師としての実務経験を積んだ後、本学の大学院に進学する学生も出てきている。

3-3-②キャリア支援体制の整備

本学では少人数制を活かし、各学科の教員が学生一人ひとりの個性に応じた指導を行っている。教員による専門的な助言と、学生サポートセンター職員によるキャリア支援の二重体制により、進路決定まできめ細かな支援を実施している。

学生の希望に応じた就職・キャリア相談を行い、履歴書の添削や模擬面接など、実践的な支援も実施している。また、求人検索 NAVI を導入しており、求人検索、進路希望調査、進路報告書等を Web システムで行えるよう学生の利便性を向上させた。

保健医療学部においては、教員と職員が密接に連携し、学生の希望や必要に応じた情報提供と支援を行っている。医療人としての将来像に基づき、個別に対応した支援を提供している。看護学部では、東京大学医学部附属病院をはじめとする主要実習先との連携を通じて、各病院看護部長、就職担当者等に就職状況、求める新人看護師像などについて直接ヒアリングを行い、学生の就職活動の支援に活用した。

そして、大学祭のホームカミング日には卒業生を招聘し現在の就業状況と在学時の学修状況などの講和を聞き、その後に大学生活や就職に関する在校生との懇談会を開催し、現在の学びがどのようにキャリアに繋がっていくかを伝えてもらった。

3-4. 学生サービス

①学生生活の安定のための支援

(1) 3-4 の自己判定

「基準項目 3-4 を満たしている。」

(2) 3-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-4-①学生生活の安定のための支援

構内 A 棟 2 階に、カフェテリア・講堂（花田ホール）に隣接して、学務部教務課・学生課から構成される学生サポートセンターと学生総合支援室を配置し、学生・職員の双方にとってのワンストップサービスとなるような学生サービスの統括組織を設置している。

学生生活を安定して送るための経済面での支援は、本学独自の授業料免除制度がある。「学生生活を支援し、学修意欲の向上を図り学業を奨励するため、人物及び学業成績が優秀であると認められる学生等を対象」とした制度で、具体的には、①一般選抜における成績最優秀入学者、②学業成績最優秀及び優秀在学生、③家計急変等の経済的理由による授業料納入困難な成績良好な在学生に対し、授業料の一部免除を行っている。

その他の経済的支援としては、奨学金及び教育ローンの取扱いがある。奨学金については、全学生が対象の日本学生支援機構と、看護学科・看護学研究科の学生が対象となる東京都看護師等修学資金についての募集と出願手続きを行っているほか、文部科学省の高等教育修学支援新制度（高等教育無償化）の対象校に認定されている。教育ローンについては、日本政策金融公庫の「国の教育ローン」と㈱オリエン트コーポレーションと提携した教育ローンの紹介を行っている。看護学科では、令和 6 年度から従来得ていた奨学金に加え今年度より、日本医科大学付属病院から就職支度金として、本学からの就職予定者に対する 20 万円の支度金制度をご提示いただき、2 名の学生が本制度を活用するなど、積極的に学生のための奨学資金獲得のための情報収集を行った。

課外活動は、スポーツ系・文化系のクラブ・サークル、大学祭、ボランティア活動等を定め、学生課と学生委員会が課外活動への支援を行っている。各サークルは学内施設（体育館、グラウンド等）を優先的に使用できるとともに、大学祭も含め、大学として課外活動費の補助を行っている。

健康面では、入学時に健康上及び身体上の合理的配慮の必要の有無を調査し対応する

ほか、学生総合支援室の公認心理師・臨床心理士によるメンタルヘルスや保健管理センターによる健康相談を行うなど、健康等に関する悩みや健康診断結果に関する相談に応じている。また、保健管理センターには専任の看護師を配置し、学内での不慮の事故や体調不良者への応急処置等の対応も行っている。構内には附属クリニック、附属鍼灸センター及び附属接骨センターを開設しており、学生・教職員に対し健康面のきめ細かいサポートを行っている。なお、附属医療施設については、近隣住民をはじめとする一般の方も利用可能となっている。

そのほか、教育研究活動中の不慮の事故による本人の傷害や、第三者への賠償責任に対応するための補償制度として、保健医療学部は（公財）日本国際教育支援協会の傷害保険及び賠償責任保険に、看護学部は（一社）日本看護学校協議会共済会の総合補償制度に入学時から全員が加入している（保険料は全額大学負担）。

また、年度初めのオリエンテーションや年度末ガイダンス時などに、教員と学生総合支援室が企画して、消費者センターから講師を招いての悪徳商法や SNS でのトラブル回避セミナーや、東京湾岸警察署の協力による防犯等の啓蒙活動も実施している。

3-5. 学修環境の整備

①校地、校舎などの学修環境の整備と適切な管理運営

②図書館の有効活用

③施設・設備の安全性・利便性

(1) 3-5 の自己判定

「基準項目 3-5 を満たしている。」

(2) 3-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-5-①校地、校舎などの学修環境の整備と適切な管理運営

本学の校地は、開学時より天然芝の運動場を含む全体面積は約 9,000 m²と、学生収容定員 680 人及び大学院学生収容定員 26 人に対して十分な広さを確保している。

校舎の延べ床面積は約 16,200 m²で、各フロアを廊下・通路等で結んだ 8 階建ての A 棟、B 棟からなり、2 学部 3 学科、2 研究科 3 専攻に必要な教室や付属設備を備えている。教室（講義室、実習室）や事務室以外の施設としては、1 階に柔道整復学科の必修科目の「柔道」に対応する 168 畳の柔道場、附属クリニックや保健管理センターがある。2 階は大学校舎全体のアクセスポイントと位置付けており、入学式や卒業式などの式典が行える花田ホールや、学生総合支援室、学生サポートセンター、食堂としてのカフェテリア、附属鍼灸センター及び附属接骨センターがある。3 階には大・中講義室と AT コースや健康運動実践指導者コースの授業が行われるフィットネスセンター、5 階には附属図書館、総合実験室があるほか、花田ホールの屋上部分に当たるところに屋上庭園（SAKURA GARDEN）を設置し、学生や教職員がリフレッシュできるスペースとなっている。また 6 階にはコンピュータ教室があり、PC を活用した学修を行っている。

校舎は、耐震基準に合致し、耐震化率は 100%となっている。施設・設備の保守・点検は、空調、電気設備、エレベーター、ポンプ、受水槽、消防機器などについて、専門業者と定期的な保守・点検を行うよう委託契約を結び、安全管理に努めている。

附属図書館前（ロビー）・別室（多目的学修スペース）及び各階の通路等のスペースを有効活用し、学生が自習や休憩することのできる学生ラウンジを複数個所設けたうえ、PC 等の情報機器に対応できる設備を備えて、自由な学びの場を提供している。学内における無線 LAN のアクセスポイントを順次、増設し、ネットワーク環境の整備を行っている。

授業を行う学生数の適切な管理について、本学の学科定員（1 学年）は、鍼灸学科と柔道整復学科が各 60 人、看護学科が 50 人である。看護学科は、定員の 1.2 倍程度の学生数となっているが、授業を行うにあたっての適正な規模を維持している。原則として座学の講義は全体で行うものの、実習は 30 人ベースに分けて実施するなど、きめ細かい教育を実践している。また看護学科 3 年生の外部実習（東京大学医学部附属病院他）においては、

「成人」「小児」「母性」などの専門領域ごとの実習を 4～5 人ベースのチームに分け、複数教員で担当するなどの工夫を凝らしている。

教室は、収容人数が異なる 2 タイプ（座席数 81 席と 54 席）の主に座学に利用する教室のほか、中講義室（同 135 席）、大講義室（同 221 席）や各学科の実技実習室があり、それらを活用して授業が行われている。

なお、開学後 15 年を経過したことを踏まえ、長期修繕計画に基づき建築物・電気設備・空調設備・衛生設備を順次改修するための予算を計画的に確保し、教育環境に支障が生じないよう適正な維持管理を行う。

3-5-②図書館の有効活用

附属図書館は本学 A 棟 5 階に位置し、ガラス面を多用した明るく開放的な学修環境である。2009 年 4 月開学以来、図書・設備の充実、開館時間を見直し、利用者サービスの拡充に努めてきた。また、地域貢献の一環として、学外の一般の方や高校生にも利用開放している。本図書館は開学以来、本学を構成する保健医療分野と看護分野の教育及び研究に資する専門書を中心に整備されており、分類では「医学・薬学」が蔵書の約 67% を占める。近年は社会動向を踏まえ、データベースや電子ジャーナル・電子ブック等の利用を促進している。図書館本館は館内閲覧席に、利用者同士の目線に配慮した可動型仕切りを配置し、学修に集中できる環境を整備している。

図書館別室は学修スペースとして可動式のイス・テーブル、ホワイトボード、ディスプレイ、プロジェクター、ノート PC などの ICT 機器を整備し、学生の主体的学修（アクティブラーニング）を促進し、多様な学修スタイルへも対応可能としている。

また 図書館前ラウンジは多目的スペースとして、個人学修ブース席、学生交流用ハイテーブルを配置し、長時間学修ができる環境を整備している。

3-5-③施設・設備の安全性・利便性

バリアフリー環境については、エレベーター、廊下通路及び階段の手摺りのほか、障がいのある方が利用できる多目的トイレ、誘導用ブロック、点字案内を設置・整備し、バリアフリーマップを学生総合支援室で作成している。

また、学生の利便を図るため、学生 1 人に対して 1 個のロッカーを、学科毎に実技・実習室に近いフロアに設置しているほか、約 2,500 m²ある運動場（グラウンド）には天然芝を張り、体育授業や課外活動のほか、ベンチを設置し学生が休息に利用できる空間となっている。引き続き、設備に関する法令に則り、適切な施設・設備の管理を実施する。

【基準 3 の自己評価】

(1) 成果が出ている取組み、特色ある取組み

鍼灸学科では、種々の媒体によるアドミッション・ポリシーの周知、学科の Instagram、鍼灸センターにおけるイベントによる鍼灸の啓蒙を行うことで入学希望者を募集した。入学後にはきめ細やかな学修支援やキャリア支援を行っている。

図書館＝パソコン室の連携を強化し、図書の検索を簡便にする。卒業研究の論文は紙ベースではなく、PDF（データ）でやりとりし、いつでもどこでも気軽に卒業研究できるようにすることに取り組んできた。

教職協働による学修支援体制の整備、学生アドバイザー制度及び学生総合支援室の設置、TA 制度の活用、AP システムによる情報共有といった学修支援の充実は、学生の学修継続と成長を支える有効な施策として機能している。

(2) 自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など

入学定員未充足の状況における入学後の学生の中には、退学者、休学者、学修意欲の上まらない者などがみられ、学部選びのミスマッチによる入学を無くすことには至らなかった。

たと考えられる。また、高校から大学の授業へのスムーズな乗り換えが容易ではなかった学生に対する入学前教育や導入教育のあり方も、学修者レベルの差にどこまで合わせるができるか検討が必要である。

キャリアに関する授業科目の明示が不十分であることが前回の大学機関別認証評価でも指摘されており、教育課程内におけるキャリア科目の体系的な位置づけが課題として挙げられる。

(3) 課題などに対する改善状況と今後の取組み予定

入学者確保に向けては、2025（令和 7）年度入学者選抜において、保健医療学部鍼灸学科及び柔道整復学科の志願者数が前年比で増加したものの、定員充足には至らなかった。これを受け、2026（令和 8）年度入学者選抜においては、入試区分別の募集人員の見直しや出願要件の一部変更を実施し、早期に高校側への周知を図る。また、少子化に伴い接触者の大幅増加は困難ではあるものの、高校内ガイダンス、体験型ミニイベント、大学ホームページ及び SNS を重点項目とし、高校生に訴求力の高い進学サイト（教員の講義を動画配信など）に新たに参画することで、オープンキャンパス来校促進と志願喚起を図る。

大学院においては、内部進学者の減少に対応するため、卒業生や学外学会等を通じた広報活動を強化し、志願者の増加を図る。

学修面においては、教務委員会において検討をした結果、2025（令和 7）年度入学生から、鍼灸学科の進級条件、鍼灸学科及び柔道整復学科の学年末再試験条件の見直しを行ったことによる影響を確認していく。また、成績不振ガイドラインについても、成績不振学生の対象となる GPA 基準値の見直しを行ったことによる効果を検証していく。

キャリア教育に関しては、教育課程内におけるキャリア関連科目の明示を進めるとともに、教育課程外の支援体制をさらに充実させ、学生の社会的・職業的自立を一層支援する体制の構築を進める予定である。

基準 4. 教育課程

4-1. 単位認定、卒業認定、修了認定

①ディプロマ・ポリシーの策定と周知

②ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準などの策定と周知、厳正な適用

(1) 4-1 の自己判定

「基準項目 4-1 を満たしている。」

(2) 4-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-1-①ディプロマ・ポリシーの策定と周知

ディプロマ・ポリシーについては、学則第 1 条及び大学院学則第 2 条に規定しているそれぞれの教育目的、並びに「建学の精神」や「教学の理念」に示している育成すべき人物像を基に定めており、ホームページや大学案内、学生募集要項、キャンパスライフに掲載して周知を図っている。

4-1-②ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準などの策定と周知、厳正な適用

医療専門職の育成を目的とする本学においては、国家試験受験資格取得のため文部科学省令、厚生労働省令等の基準に則り、ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準を定め（学則第 25 条～第 30 条、第 37 条、大学院学則第 21 条～第 26 条、第 33 条、東京有明医療大学履修規則、東京有明医療大学既修得単位の認定に関する規則）キャンパスライフに明記している。また、大学院の各研究科においては、学位論文審査基準を策定し、オリエンテーションで学生に周知するとともに、ホームページに掲載し、公表している。

各学科の教育課程表や各科目のシラバスにおいて、当該科目とディプロマ・ポリシーとの関係を明記し、科目修得によるディプロマ・ポリシー達成度の周知を図っている。学修成績は、定期試験、レポート、発表、小テスト等の具体的な学修活動ごとの評価方法や総合評価に対する割合をシラバスの中で明記し、学生が明確な学修計画が立てられるようにしている。履修科目の評価・成績については、学則第 30 条で、S・A・B・C・D の 5 段階とし、S・A・B・C を合格、D を不合格と規定している。これらの基準については、学則やキャンパスライフなどで確認することができる。

また、単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用については、これらの基準を適正、厳正に運用していくため、5 段階の成績評価に加え、GPA 制度（「Grade Point Average」、成績評価の平均を数字で表したもの）を取り入れている。学生本人が、GPA の推移（学期、年間、通算）を成績評価とともに、AP で確認できるようになっており、教員や学生アドバイザーの修学指導にも活用している。

既修得単位の認定単位数は、上限を 60 単位に設定しており（学則第 29 条第 2 項）、入学前の既修得単位等の認定に対しては、共通基礎科目若しくは基礎教養科目に限り、出身大学等の授業科目の内容をシラバス等で確認の上、認定を行っている。

卒業、修了の認定に際しては、当該学生の単位取得状況や卒業、修了要件の充足状況を確認し、教授会（大学院については研究科委員会）にて審議したのち、学長が決定している。

また、アスレティックトレーナーコース履修内規を新たに設け、履修者選定方法の見直しを図った。

4-2. 教育課程及び教授方法

①カリキュラム・ポリシーの策定と周知

②カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

③カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

④教養教育の実施

⑤教授方法の工夫と効果的な実施

(1) 4-2 の自己判定

「基準項目 4-2 を満たしている。」

(2) 4-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-2-①カリキュラム・ポリシーの策定と周知

カリキュラム・ポリシーについては、教育目的を踏まえて策定されたディプロマ・ポリシーにある学修成果を得るための具体的な教育課程編成の方針として定めており、ホームページや大学案内、学生募集要項、キャンパスライフに掲載してオープンキャンパスや年度当初のオリエンテーションにおいて周知を図っている。

4-2-②カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

各学部学科により表現は異なるが、ディプロマ・ポリシーにおいて求められる能力は、「基礎知識」「専門知識」「技術・技能」「コミュニケーション能力」「職業倫理観」や「自己研鑽能力（向上性）」であり、それらを身に付けるための教育課程編成・実施の方針としてのカリキュラム・ポリシーを定め、これらをもとに保健医療学部では「共通基礎科目」、「専門基礎科目」、「専門科目」に、看護学部では「基礎教養科目」、「専門基礎科目」、「専門科目」に分けて定めている。

カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシー、各科目間の関連付けの一貫性を可視化できるよう履修系統図（カリキュラムツリー）を見直し、全学統一の科目ナンバリングの導入を検討するとともに、各学科における主要授業科目を明確にした。

早期よりディプロマ・ポリシーに基づいた職業像を明確にすることで学生の学修のモチベーションを向上させる方策として、早い段階から臨床現場に触れる機会を増やすようカリキュラムを見直すべきであるとの意見が出され、引き続き検討することとした。

4-2-③カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

教育課程の科目は、保健医療学部では「共通基礎科目」、「専門基礎科目」、「専門科目」に、看護学部では「基礎教養科目」、「専門基礎科目」、「専門科目」に区分して設定し、系統的に分類している。

各学科における教育課程は、履修系統図（カリキュラムツリー）を活用し、基礎から臨床へと段階的かつ系統的に科目を編成しており、ホームページで公開している。看護学科においては科目ナンバーコードを活用し、履修の前提条件として単位取得が義務付けられた科目を明示し、キャンパスライフにおいて周知している。

進級条件を設けることにより、学生が初めて学ぶ鍼灸、柔道整復や看護の領域において、基礎から臨床に至る専門知識や技術を習得し、国家試験受験へ向けて段階的に学修できる体系的な編成としている。

また、各科目の予習・復習に充てる時間の確保や学修効果の観点から無理な履修計画を避けるため、履修登録単位数の上限を各学科で定め、キャンパスライフの教育課程表などを通じて学生に周知徹底している。

なお、保健医療学部においては、「アスレティックトレーナー」と「健康運動実践指導者」のスポーツ系の資格取得が可能な付帯教育の課程を設けている。

4-2-④教養教育の実施

教養教育については、保健医療学部では「共通基礎科目」、看護学部では「基礎教養科目」に区分し、「自然科学」や「人間社会」「語学コミュニケーション」「情報処理」などの分野の科目を設定している。学部学科により内容は若干異なるが、次のような科目を設けている。

・自然・科学分野 …「生き物の科学（生物学）」、「物質の反応（化学）」、「物質の科学

(物理学)」他

- ・人間・社会分野 …「法学（日本国憲法）」、「心理学概論」、「社会保障の基礎」、「健康の創造（体育理論）」「健康スポーツ（体育実技）」他
- ・言語・コミュニケーション …「英語」「英語コミュニケーション」、「中国語」他
- ・情報処理 …「情報リテラシー」

これらの科目を学修することで、「建学の精神」及び「教学の理念」に基づいた医療人（若しくは社会人）として相応しい教養と見識、患者様とのコミュニケーション能力、更には IT 社会に対応できる情報処理能力を養うことができるようになっている。

4-2-⑤教授方法の工夫と効果的な実施

教授方法の工夫等については、学長を委員長として、各学部学科・研究科の教員で構成される FD 委員会において検証・検討するとともに、FD 研修会を通じて教員の教育力の向上を図っている。FD 研修会の実施結果等については、5-3-① FD をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施で述べる。

シラバスの作成に当たっては、教員に周知をする「シラバス作成要領」を教務委員会で検証しており、記載内容等の統一を図っている。シラバス作成にあたってのチェック表を設け、各教員が作成したシラバスは、教務委員を中心に第三者チェックを行い科目担当者が確認し修正を行ったうえで、ホームページや AP に掲載している。

教授方法の工夫としては、鍼灸学科では、3 年生の専門科目である「医療面接」において、少人数のグループで全員が医療者役を体験し、その様子を全員でフィードバックするというロールプレイングを実施し、4 年生の「附属鍼灸センター実習Ⅰ・Ⅱ」につなげている。附属鍼灸センター実習では、来院した患者に対する接遇や診察・治療・評価等について研修及び教員の直接的指導のもと学生自身が実際に行い対応力を養っている。また、その症例の病態や治療内容やアセスメントについて、教員、大学院生やセンター研修生とのディスカッションを行い、「カンファレンス（症例検討）」の科目で症例検討の発表会を実施している。それらを通して、知識や手技技術だけでなく、分析的思考やプレゼンテーション能力を身に付けるとともに、アウトプットによる学修成果の確認の機会を設けることで、各人の学修方法の改善を図っている。

柔道整復学科では、1、2 年生合同での臨床実習を行い、効果をあげているほか、卒業研究の発表会を公開により実施しており、他の学生の前で教員からの質問に対応することで、より力をつけることができるように工夫している。

看護学科においては、1 年生は「入門ゼミナール」、2 年生は「基礎ゼミナール」を配置し、1～2 年生混成のゼミナール構成により、上級生が下級生を指導することによる更なる基礎学力向上を図っている。ここでの学修成果は、3、4 年生における「研究ゼミナールⅠ」「研究ゼミナールⅡ」「公衆衛生看護学研究」に引き継がれ、研究方法や研究的な態度の修得へとつながっていく。

また、授業にティーチングアシスタントを配置することで、教員が気づけなかった学生の躓き点など授業後種々の問題について活発に意見交換を行うことで、きめ細かい指導を行うことができた。

4-3. 学修成果の把握・評価

①三つのポリシーを踏まえた学修成果の把握・評価方法の確立とその運用

②教育内容・方法及び学修指導などの改善へ向けての学修成果の把握・評価結果のフィードバック

(1) 4-3 の自己判定

「基準項目 4-3 を満たしている。」

(2) 4-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-3-①三つのポリシーを踏まえた学修成果の把握・評価方法の確立とその運用

鍼灸学科、柔道整復学科、看護学科の3学科のディプロマ・ポリシーに共通した学修成果は、それぞれの学生が目指す医療職の国家試験受験資格の取得であり、基礎となる学修成果はそれぞれの国家試験出題基準に示された能力の修得となる。従って、国家試験に合格することは、ディプロマ・ポリシーに則った在学中の学修成果の集大成として、卒業時における学修成果として表される。

なお本学では、アドミッション・ポリシーも含めた三つのポリシーについての学修成果の評価の方針を「アセスメント・ポリシー」として定め、これをホームページに掲載している。

アセスメント・ポリシーは、教育の成果を可視化し、教育改善を恒常的に実施する目的で、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーとアドミッション・ポリシーの三つのポリシーに則した独自の評価指標に基づき、学生の学修成果を測定・評価するよう定めている。測定・評価は学生の入学時から卒業時までを視野に入れ、「機関（大学全体）」、「教育課程（学部・学科）」と「科目（個々の授業）」の3つのレベルにおいて、多面的に行うこととし、各時点・各レベルに各種の指標を配置している。

ディプロマ・ポリシーで示している専門的な知識・能力を身に付けたか否かを把握するため、各年度の学期末（7月と1月）に学期末試験を実施し、各履修科目の成績を学則第30条で定めた、S・A・B・C・D（S・A・B・Cを合格、Dを不合格）の5段階で評価し、各学生及び学年全体の学修成果の点検を行い、それに基づいた学生指導を行っている。また、学修意欲の向上や、教育の国際化を促進することを目的としたGPA制度を導入し、グローバルな視点に立った学修成果の指標として活用している。さらに、学期末試験に加え、アセスメント・テスト等も実施しており、鍼灸学科では、年度初めの在校生オリエンテーションの一環として、2年次対象の経穴確認実力試験、3年次の主要基礎科目の実力試験、4年次の総合実力試験を実施し、その成績に基づいて学習指導を行い、モチベーションの維持・向上を図っているほか、4年次には外部模試を課して学修成果の点検に活用している。また、柔道整復学科においても、3年次より実力試験を行うとともに、4年次には外部模試を課している。看護学科においても、1・2年次に外部作成のテスト（アセスメント・テスト）を利用して学修成果の点検を行っている。

このほか、全学科を対象として卒業時の学修行動調査において、ディプロマ・ポリシーに係る能力や社会人としての基礎力の修得状況の把握を行っている。そして2023（令和5）年度から卒業生や雇用先へのアンケートを実施しており、教育内容や教育方法の成果、満足度の変化や改善してほしい点などの確認を行った。

カリキュラム・ポリシーの評価のため科目単位で行う授業アンケートは、すべての学部学科で、専任・兼任教員に関わらず非常勤教員についても実施し、FD委員会において集計結果を共有するとともに、各授業担当教員にフィードバックしている。授業アンケート及び学修行動調査の調査結果については各学部学科にフィードバックし、学修指導等の改善につなげている。

アセスメント・ポリシーの教育課程レベル、科目レベルの評価指標として行われる各学生の出席状況は、APを通じて学生アドバイザーが常時把握可能であり、出席不良学生については出席状況のアラートにより早期発見、対応を行うことで、学修指導の改善に供している。

4-3-②教育内容・方法及び学修指導などの改善へ向けての学修成果の把握・評価結果のフィードバック

アセスメント・ポリシーにおける卒業時の機関レベルでの評価指標である卒業率、学位授与数、就職率、進学率、学修行動調査と、教育課程レベルの国家試験合格率・合格者数、就職率、進学率について、大学協議会に報告し、各学部学科・研究科、教務委員会、FD委員会、IR委員会、就職委員会等へ必要な改善事項について学長より指示している。

教育課程レベル、科目レベルにおける評価指標については、教授会、学科会議等にお

いて検討し、都度、必要な改善を図っている。

さらに、教育内容・方法及び学修指導等の改善への取り組みのため、すべての学部学科で、専任・兼任教員に関わらず授業アンケートを実施し、FD委員会において集計結果を共有するとともに、各授業担当教員にフィードバックしている。

授業アンケート及び IR 委員会が実施する学修行動調査結果については各学部学科及び各委員会にフィードバックし、学修指導等の改善につなげている。

〔基準 4 の自己評価〕

(1) 成果が出ている取組み、特色ある取組み

GPA 制度の導入により、成績評価の透明性と客観性を確保し、学生の学修意欲向上に寄与している。さらに、FD 委員会ならびに FD 研修会を中心とした教授方法の改善、ロールプレイングやゼミナール形式の授業の導入など、実践的かつ双方向的な教育手法は、教育の質の向上に資する特色ある取組みである。

また、アセスメント・ポリシーを策定し、三つのポリシーに基づく学修成果の多面的な評価を実施しており、国家試験合格率や外部模試、学修行動調査等を通じて、教育の成果を定量的に把握している点も顕著な成果である。

授業については実習科目を中心にティーチングアシスタントを配置してきめ細やかな指導を行うとともに、教員間で教授方法等についての意見交換を行っている。学生の教育成果については必要に応じて速やかに教員間で共有し適宜指導・支援を行っている。

(2) 自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など

入学後の学生の中には退学者、休学者、学修意欲の上まらない者がみられ、このような学生を減らすためのカリキュラムや学生支援が必要である。

在学生オリエンテーション、新入生オリエンテーション等において学生との意見交換を実施した中でカリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーについて、その重要性について、学生たちの理解が足りないことがわかった。

学修成果の評価に関しては、外部評価の活用や卒業生・雇用先からのフィードバックの体系的な活用が今後の課題として挙げられる。

本学では定期試験・再試験を実施後、学年末再試験の制度を設けるなど、筆記試験によって学修成果を図ることを重視している。国家試験に向けて必要な知識の修得・確認に筆記試験は有効だが、留年者や低学年での休退学者も多く、よりきめ細かい学修指導が必要であり、学生の学修状況の実態を踏まえた教授法ならびに評価方法の検討が求められる。

(3) 課題などに対する改善状況と今後の取組み予定

前述の課題に対して今後は、教育課程のさらなる体系化を進めるとともに、履修系統図（カリキュラムツリー）の活用を強化し、学生の履修計画支援を充実させる。また、学修成果の評価においては、外部模試や卒業生・雇用先アンケートの結果を教育改善に反映させる体制を強化し、教育の質保証に向けた PDCA サイクルの実効性を高めていく予定である。

また、さらなる学修者本位の教育の実現のため、「何を身につけたのか」を重視した教授法・評価方法を FD 委員会で検討する。

基準 5. 教員・職員

5-1. 教育研究活動のための管理運営の機能性

①学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

②権限の適切な分散と責任の明確化

③職員の配置と役割の明確化

(1) 5-1 の自己判定

「基準項目 5-1 を満たしている。」

(2) 5-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-1-①学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

学校法人花田学園組織規程（以下「組織規程」という。）の第 14 条において、「学長は大学の教学を担当し、所属職員を督励して大学を代表する。」と規定しており、学則においては、入学、休学、復学、転学、留学、退学、除籍や卒業、学位授与、表彰、懲戒などの決定は学長が行うこととしている。

本学の校務全般についての決定権を有する学長の諮問機関として「大学協議会」を置いており、学長、副学長のほか、各学部・学科及び大学院研究科の長が構成員となり、教育・研究や大学の運営に関する重要事項の決定にあたり、学長に対して全学的な立場から意見を述べるという重要な役割を担っている。

このように、学長の職務と権限が明確になっており、学長が大学の意思決定と教学マネジメントにおいて適切にリーダーシップを発揮できる体制を確立している。

5-1-②権限の適切な分散と責任の明確化

学長を補佐する体制として、組織規程第 15 条で学長を補佐する役割として「副学長を置くことができる」と規定しており、2013（平成 25）年 4 月より任命している。副学長は、その職指定として、大学協議会や大学評価委員会、危機管理委員会、防災対策委員会などの主要な委員会の委員にもなっている。また、組織規程第 16 条により、学長の命を受けて当該学部の教育、研究等に係る事項を統括する学部長が、三つのポリシーの実践に当たっている。学部教授会、大学院研究科委員会についてもそれぞれが、教育、研究に関する重要な事項に関する学長からの諮問に対して、適切に対応している。

学長の諮問機関としての位置付けである大学協議会のほか、各分野において専門部会や委員会を設置している。学長が自ら委員長を務める「大学評価委員会」「衛生委員会」「危機管理委員会」「防災対策委員会」「FD委員会」のほか、委員長を副学長や学部長、その他の教員に委嘱する委員会として、「教務委員会」「学生委員会」「紀要委員会」「就職委員会」「図書運営委員会」「アドミッションセンター運営委員会」「保健管理センター運営委員会」「情報センター運営委員会」「国際交流センター運営委員会」「倫理審査委員会」「利益相反管理委員会」「ハラスメント防止対策委員会大学分科会」「附属クリニック運営委員会」「附属鍼灸センター運営委員会」「附属接骨センター運営委員会」「IR委員会」「動物実験委員会」を設置し、適切な権限の委譲を図っている。なお、各委員会や教授会、研究科委員会での討議の結果については、大学協議会に報告し、情報の共有をしており、責任の明確化に配慮した教学マネジメントの体制を構築している。

なお、学長と理事長との間では、日常よりコミュニケーションを図っており、大学の方向性や課題等を共有しているほか、事務局からは大学協議会等の主要会議の協議内容を速やかに報告している。

また、各委員会において協議した内容は、教職員ポータル内の大学運営組織の各委員会に掲載した議事録を閲覧することにより教職員全員が確認、共有することができるようになっている。

5-1-③職員の配置と役割の明確化

教学に関する事務組織としては、大学事務局内に学務部があり、教務課と学生課の 2 課

を備えており、また学務部長がアドミッションセンターや附属図書館の運営にも携わり、教学マネジメントをサポートしている。

また、前述の各委員会には教授以外の若手教員も委員として参画しているほか、事務局長や学務部長等の事務局職員が委員として加わり、職員の視点から意見を述べるとともに、各委員会の招集や運営のサポートを行っている。

5-2. 教員の配置

①教育研究上の目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任などによる教員の確保と配置

(1) 5-2 の自己判定

「基準項目 5-2 を満たしている。」

(2) 5-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-2-①教育研究上の目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任などによる教員の確保と配置

教育目的である豊かな知識と確かな技術、患者目線を大切にするバランスのとれた医療人の育成のために、学術研究と高い教養、専門知識や豊富な臨床経験を持つ各分野の人材を採用し、大学設置基準を上回る専任教員数、教授数、研究指導教員数及び研究指導補助教員数を配置している。

教員の採用・昇任については、東京有明医療大学教員選考規則及び東京有明医療大学教員資格審査基準に基づいて、適切に実施している。各学科の教員構成や年齢バランスに配慮しながら、教員選考委員会において候補者（対象者）の最終学歴や研究業績、学内業務の分担、社会貢献等を審査のうえ判定している。教員選考委員会の推薦を受けた候補者は、教授会の審議を経て、学長が推挙し、理事長が最終決定を行っている。

5-3. 教員・職員の研修・職能開発

①FDをはじめとする教育内容・方法などの改善の工夫・開発と効果的な実施

②SDをはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取り組み

(1) 5-3 の自己判定

「基準項目 5-3 を満たしている。」

(2) 5-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-3-①FDをはじめとする教育内容・方法などの改善の工夫・開発と効果的な実施

授業内容・方法を改善し向上させるため、以前より FD 研修会を開催してきたが、2017（平成 29）年に FD 委員会を設置し、学長が委員長となり FD 活動をより一層推進してきている。FD 委員会は、2024（令和 6）年度は、2 回開催をし、FD 方針の確認、活動計画の立案及び調整、FD 研修会アンケート結果及び授業アンケート結果の共有を行った。

2024（令和 6）年度 FD 研修会は、7 月 26 日に東京医科歯科大学（現東京科学大学）大学院医歯学総合研究科の岡田 英理子氏を招聘し、「医学教育における OSCE（客観的臨床能力試験）」を対面方式で実施した。また、12 月 19 日には、「生成 AI の教育現場への活用 一学修成果を高めるために」をテーマに、前田樹海看護学研究科長・情報センター長による生成 AI の基礎講座を行った後、FD 委員を交えたトークセッションを行った。対面で参加が出来なかった教員には、オンデマンドで配信をして、フォローを行った。研修会では、取り組み事例等を紹介することに加えて、質疑応答を通じて共通している課題や工夫なども意見交換することができた。年度内に 1 回以上 FD 研修会に参加をした教員参加率（退職予定者を除く）は前年度に続いて 100%であった。

また、半期ごとに授業アンケートを実施し、AP に掲載し教員にフィードバックしているほか、学修行動調査の調査結果についてもフィードバックを行い、授業の改善を促している。

5-3-②SDをはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取り組み

SD 活動は、大学協議会が主体となり取り組んでおり、事務職員だけでなく教員を含め、基本的には学科単位や部局、委員会単位（一部は大学全体）で行っている。

活動内容としては、期初に立案した SD 活動計画に基づき、外部研修会等に参加している。2024（令和 6）年度は延べ 28 回の SD を実施し、教職員参加率は 96.7%であった。

その他の職員の資質・能力向上への取り組みとしては、若手職員を対象としたジョブローテーションにより様々な部署を経験することで、全学的な視点を養い、業務に取り組めるよう検討している。

5-4. 研究支援

①研究環境の整備と適切な管理運営

②研究倫理の確立と厳正な運用

③研究活動への資源の配分

(1) 5-4 の自己判定

「基準項目 5-4 を満たしている。」

(2) 5-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-4-①研究環境の整備と適切な管理運営

教員の研究室は原則として教授については 1 人 1 室、准教授は 2 人で 1 室、講師以下については複数名で研究室をシェアして使用しているが、各教員の研究活動等に支障がないようパーテーションパネル等により仕切られている。それぞれのデスク、椅子、書架や PC などの備品については大学にて用意している。

各教員に対しては、職位別に個人研究費が割り当てられており、研究に必要な図書、研究器具、消耗品の購入や、専門分野に関係する学会等に出席する場合の旅費、経費を支払うことができる。

文部科学省等の科学研究費をはじめとする国や公的研究機関等から交付される公的研究費に関しては、事務局財務部内に設置した公的研究支援室が、申請や資金の受入れ、経費支払い等の事務を行い、教員が研究に集中できる体制を整えており、科研費の応募者に対しては添削サービスを行うサポート体制を整えている。

研究活動の成果については、学内において報告会を開催するほか、紀要委員会により「東京有明医療大学雑誌」（紀要）を毎年発行し、附属図書館の「学術機関リポジトリ」において公表している。

なお、毎年 1 回公的研究費に関する内部監査を実施して、厳正な運用に努めている。

5-4-②研究倫理の確立と厳正な運用

研究活動における不正行為の防止や研究費の適正使用、人権尊重・個人情報保護などの研究者及び研究支援者として基本的な行動規範を定めて、教職員に周知している。また、全教員及び研究支援に係わる職員に対し、日本学術振興会が提供している「研究倫理 e ラーニング」を受講させ、受講状況の確認を行っている。また、研究倫理に関するパンフレットを作成し、大学院生に配布している。

研究費の適正使用については、「個人研究費取扱規則」や「特別研究費等取扱要項」「東京有明医療大学における公的研究費の管理に関する取扱要領」などの諸規程を定め、定期的に監事、独立監査人と内部監査室による三様監査を行い、厳正な運用を図っている。

各研究の内容に関しては、人を対象とした医学系研究が適正かつ円滑に実施されるために、倫理的及び科学的な観点から調査、審議するための「倫理審査委員会」、利益相反行為により生じる問題に適切に対処し、産学官連携活動等を適正かつ円滑に推進することを目的とする「利益相反管理委員会」、また、動物愛護や環境保全、実験等を行う教職員・学生の安全確保の観点から動物実験等の実施方法を定める「動物実験規則」に基づき「動物実験委員会」を設置して、研究倫理の確立に努めている。

5-4-③研究活動への資源の配分

研究費のうち、個人研究費は各教員に対し職位別に次の金額が支給され、図書や研究器具、消耗品等の購入や旅費等に使用している。(教授 30 万円、准教授 25 万円、講師・助教 20 万円、助手 10 万円)

そのほか、学科においての共同研究に使用できる学科共同研究費や、学部学科間や大学間での連携による共同研究に使用できる特別研究費や教育改革推進費を設けている。

特別研究費・教育改革推進費については、教員(研究者)からの申請に基づき、大学協議会の審議を経て、学長が決定し、理事長に報告している。2024(令和6)年度に採択された研究は7件で、総額401万7千円の特別研究費・教育改革推進費を配分した。なお、特別研究が完了した場合には、学長宛に報告書を提出するとともに、研究成果を原則1年以内に公表することとしている。看護学科では、若手教員への研究支援のため、学科共同研究費を基金とし、研究課題を募り、萌芽的研究に対する研究費補助のほか、若手研究者の学会参加費用の補助を行うなど、学科独自の工夫をしている。

また、学内研究費以外に、積極的に科学研究費助成事業等の外部資金の申請、活用を促し、特に応募意欲のある研究者に対しては、添削サービス等サポート体制を行っている。

そのほか、教員・大学院生の研究成果発表の場として、「紀要委員会」を設置し、毎年「東京有明医療大学雑誌」(紀要)を発行し、附属図書館HPの学術リポジトリにて公表している。

【基準5の自己評価】

(1) 成果が出ている取組み、特色ある取組み

本学においては、学長を中心としたリーダーシップ体制が確立されており、FD委員会の設置をはじめとする教育改善の推進体制が整備されている。FD研修会では、後半に各学科教員が混合でグループワークを実施し、教員間の実践共有と意見交換が活発に行われる。これにより、学科横断的な教育課題への理解と連携が促進された点は、特色ある取組みである。

また、FD研修会の教員参加率は各回とも80%を超え、年度内に1回以上参加した教員の割合は100%に達しており、教員の教育改善に対する意識の高さがうかがえる。さらに、授業アンケートや学修行動調査の結果を教員にフィードバックし、授業内容・方法の改善に活用している点も、教育の質保証に資する有効な取組みである。

(2) 自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など

本基準に関する記述においては、学長のリーダーシップやFD活動の実施状況については明確に示されているものの、教員の採用・昇任に関する具体的な方針や、職員の配置と役割の明確化に関する記述が不足している。これにより、教育研究活動を支える人的資源の計画的配置や、大学運営における権限と責任の明確化に関する課題が浮き彫りとなっている。

また、SD(Staff Development)に関する具体的な実施状況や成果の記述が見られず、職員の資質向上に向けた取組みの体系化が今後の課題として挙げられる。

(3) 課題などに対する改善状況と今後の取組み予定

今後は、教員の採用・昇任に関する方針を明文化し、教育課程との整合性を踏まえた人材確保と配置の適正化を図る。また、職員の配置と役割についても、事務分掌規程等の整備を通じて明確化を進め、大学運営の効率化と透明性の向上を目指す。

さらに、SD活動については、FD活動と同様に計画的な研修の実施とその成果の可視化を図り、職員の専門性と実務能力の向上を支援する体制を構築する予定である。これにより、教職協働による大学運営の質的向上を実現していく所存である。

研究倫理に関して、研究教育者だけでなく事務職員も倫理研修を必修にしていき、大学

全体で倫理の重要性を共有できるようにする。

基準 6. 経営・管理と財務

6-1. 経営の規律と誠実性

①経営の規律と誠実性の維持

②環境保全、人権、安全への配慮

(1) 6-1 の自己判定

「基準項目 6-1 を満たしている。」

(2) 6-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-1-①経営の規律と誠実性の維持

寄附行為第 3 条に、「この法人は、教育基本法及び学校教育法に従い、学校教育を行い、有為な人材を育成することを目的とする。」と法人の設置目的を明確に規定している。また、学則第 1 条第 1 項では、「本学は、教育基本法及び学校教育法に基づき、深く保健、医療、福祉に関する専門の学問を教授研究し、職業及び社会生活に必要な教育を施し、高い倫理観に基づく人間形成を重んじ、国民の保健衛生に寄与すると共に、国際性に富む有為の人材を育成することを目的とし、東京有明医療大学と称する。」と定め、大学院学則第 2 条第 1 項でも、「大学院は、保健衛生学に関する学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめ、国民の保健衛生の進展に寄与すると共に、国際性に富む有為の人材を育成することを目的とする。」と定めている。

花田学園（基準 6.において、以下「本学園」という。）の経営は、「教育基本法」及び「学校教育法」を遵守し、同法の趣旨に従っており、本学園全体の経営統一化を図るため、理事会及び評議員会を定期的に開催している。大学においては、校務全般の責任者である学長のもと、その諮問機関である大学協議会や各学部教授会、各研究科委員会、その他の委員会等が連携し、堅実に運営を行っている。

また、本学園の寄附行為、学則をはじめとする諸規程は、「学校教育法」や「私立学校法」、「大学設置基準」、「私立学校振興助成法」「学校法人会計基準」などの関係法令に則って作成し、これらの学内規程については、教職員は教職員ポータルで、学生は TAU ポータルで常時閲覧することが可能となっており、諸規程や法律が遵守されている。また、法令等違反行為の早期発見及び是正を図るために体制を整備し、本学園の健全な発展に資することを目的として、「公益通報に関する規程」を制定している。

法人の運営にあたっては、毎事業年度終了後に各部門からの報告に基づき事業報告書及び決算報告書をまとめ、所定の手続きに則り、理事会、評議員会の審議を経たうえで確定し、それらの関係書類については、私立学校法第 47 条に基づき本部並びに大学事務局に備え置き、利害関係人から請求があった場合は閲覧に供するとともに、同法第 63 条の 2 に基づき寄附行為や監査報告書などの該当情報を法人 HP に公開している。また、学校教育法施行規則第 172 条の 2 で示される教育情報の 9 項目については、HP に基本情報として公表している。

6-1-②環境保全、人権、安全への配慮

昨今の社会情勢は刻々と変化しており、新たな課題の発生や、価値観の多様化についても、適宜、迅速に取り組み、対応している。

環境保全の取り組み内容は、次のとおりである。

・緑豊かなキャンパス

グラウンド（2,500 m²）の全面天然芝、公開空地、体育館屋上緑化

・受動喫煙の防止

「健康増進法の一部を改正する法律」を踏まえ、喫煙可能場所を 1 階ドライエリアの 1 か所に限定し、校舎内は全面禁煙

・省エネルギー対策

クールビズ、節電対象リストに基づく照明器具の間引きやエアコン設定温

度の上下限を定め、省エネ対策を進めている
人権への配慮の取組み内容は、次のとおりである。

・ハラスメントの防止

ハラスメントの防止等に関する規程を制定し、「セクシャル・ハラスメント」、「アカデミック・ハラスメント」、「パワー・ハラスメント」、「妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメント」、「その他のハラスメント」の定義を行い、教職員一人ひとりに高い倫理観を求め、責任ある行動を促している。法人全体を所管するハラスメント防止対策委員会のほかに大学内にその分科会を設け、事案への対応体制を整えている。具体的なハラスメント相談については、保健管理センター前に相談箱が設置されているほか、TAU ポータルからも相談できるようになっている。

・ダイバーシティへの対応

性別や国籍、人種、宗教などの違いを個性として受け入れていくことが求められている社会において、本学においても、それに対する配慮を取り入れている。一例として、教職員においては希望により旧姓使用を認めており、学生に対しても、2018（平成 30）年 7 月に「通称名等の使用取扱い等に関する規則」を制定し対応している。学生に対しては、学生総合支援室を中心に対応し、TAU ポータルを活用し、学生への声掛けも行っている。

安全への配慮の取組み内容は、次のとおりである。

・危機管理

本学において発生が想定される様々な危機に対し、迅速かつ的確に対処するための危機管理体制及び対処方法等に関する危機管理規則を定めている。同規則の中には、必要に応じて危機管理対策本部の設置に関する規定がある。

・防災管理

防災対策に関しては、別に防災管理規則を制定しており、それに基づき防火管理者や火元責任者を任命している。法令により義務付けられている年 1 回の消防訓練については、例年 9 月に教職員、学生を交えた対面での訓練を行っている。

・安全衛生

安全衛生面では、本学園全体の安全衛生規程と本学における労働安全衛生要領を制定しており、それに基づいて、衛生管理者、産業医を任命するとともに、衛生委員会を組織し定期健康診断をはじめ、いわゆるストレスチェックなどの健康面の対策を行っている。

6-2. 理事会の機能

①使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

②使命・目的の達成への継続的努力

(1) 6-2 の自己判定

「基準項目 6-2 を満たしている。」

(2) 6-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-2-①使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

理事会を構成する理事の定数は寄附行為第 5 条第 1 項第 1 号に 9 人と定められている。選任区分は、私立学校法第 38 条で定める第 1 号理事「東京有明医療大学長、日本鍼灸理療専門学校長及び日本柔道整復専門学校長」、第 2 号理事「評議員のうちから評議員会において選任した者 4 人」、第 3 号理事「学識経験者のうち理事会において選任した者 2 人、及び 2 つの専門学校長が兼任のため寄附行為第 6 条第 1 項第 6 号により学識経験者のうち

理事会において選任した者 1 人」となっている。第 1 号理事はもちろんのこと、第 2 号理事も法人の職員、設置学校の卒業生、若しくは学識経験者である評議員の中から選任しており、本学園の運営に関しての知識、見識を十分備えている。

理事会は、通常年 3～5 回の開催で、あらかじめ年間を通した開催スケジュールを決めておくことで理事の欠席を極力回避する努力をしている。また、必要に応じて臨時理事会を招集することもある。理事会においては、本学園の事業計画・事業報告、予算・決算や資産の運用管理のほか、重要な人事案件や規程の改廃、入学定員の見直し、学納金改定などの重要事項の審議、検討を行い、予算や事業計画をはじめ、寄附行為で定められた諮問事項については、あらかじめ評議員会の意見を聴いて行っている。

理事長をはじめとする学校関係者である各理事間では、日常的に意見交換を行っており、本学及び本学園の運営に関する意思疎通を図っている。また、監事とのコミュニケーションも定例的に行っており、意思決定に支障が生じることはない。

6-2-②使命・目的の達成への継続的努力

理事長、学長をはじめとする理事間での日常的な意見交換により、本学及び本学園の運営における課題を共有する体制は整っている。

私立学校法の改正に伴う寄附行為の変更を行い、内部統制システム整備の基本方針に則り円滑な運営を行っている。

6-3. 管理運営の円滑化とチェック機能

①法人の意思決定の円滑化

②評議員会と監事のチェック機能

(1) 6-3 の自己判定

「基準項目 6-3 を満たしている。」

(2) 6-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

①法人の意思決定の円滑化

本学における校務全般における意思決定は、必要に応じて大学協議会に諮問したうえで学長が行うが、案件によっては、本学園の最高意思決定機関である理事会において承認を得なければならない事項も数多くある。現在、大学協議会のメンバーのうち学長を含めて 2 人が、本学園の理事を兼ねており、理事会での審議に当たって十分に案件説明を行うことができる。また、大学協議会における議案や報告の内容は、毎回理事長に報告をしており、意思決定の円滑化が十分に図れている。

②評議員会と監事のチェック機能

監事は、寄附行為第 7 条の規定に基づき適正に選任しており、理事会及び評議員会に出席し、理事の業務執行内容をチェックするとともに、2 人の監事のうち 1 人は、毎月定期的に業務監査を実施し、理事長をはじめ理事や各部門の長などから業務執行状況の報告を受け、また、大学協議会や教授会、研究科委員会などの会議議事録のほか、重要稟議書の決裁状況の確認を行っている。

評議員についても、寄附行為第 25 条第 1 項の規定の各区分に基づき、計 20 人が選任され、評議員会では同第 23 条の諮問事項の審議を行っているほか、必要に応じ意見具申等を行っている。

また、内部監査室における業務監査及び独立監査人による会計監査も行っており、監事、独立監査人と内部監査室が連携し、三様監査の充実が図れている。

6-4. 財務基盤と収支

①財務基盤の確立

②収支バランスの確保

③中期的な計画に基づく適切な財務運営

(1) 6-4 の自己判定

「基準項目 6-4 を満たしている。」

(2) 6-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-4-①財務基盤の確立

本学園全体としての財務基盤は確固たるものがあり、大学設置に際しても外部借入を行わず、また現在も無借金経営を続けている。その一方で、余裕資金として安全性を重視した資金運用も行っており、2025（令和 7）年 3 月末の現・預金 2,677 百万円、有価証券 1,119 百万円と運用資産残高は 3,796 百万円、その他に特定資産として 353 百万円の合計 4,149 百万円の資産を保有している。2025（令和 7）年 3 月末時点の純資産構成比率は 95.6%と、安定した財務基盤は確立できている。

6-4-②収支バランスの確保

部門別事業活動収支における大学部門の経常収支差額は、2019（令和元）年度△183 百万円、2020（令和 2）年度△40 百万円と赤字幅が減少し、2021（令和 3）年度と 2022（令和 4）年度においては各々7百万円のプラスに転じたが、2023（令和 5）年度△89 百万円、2024 年（令和 6）年度△166 百万円となった。

なお、本学園全体では、2019（令和元）年度△110 百万円、2020（令和 2）年度 16 百万円、2021（令和 3）年度は△6 百万円、2022（令和 4）年度は△68 百万円と推移し、2023（令和 5）年度は△239 百万円、2024（令和 6）年度は△300 百万円となった。

6-4-③中期的な計画に基づく適切な財務運営

本学における経常収支の収入面においては、学生生徒納付金の占める割合が大きく、中期計画にあるように入学定員の確保（特に保健医療学部）並びに休退学者の減少を含めた収容定員に対する充足率の向上が喫緊の課題となっている。それと併せ、更なる経常費等補助金の獲得にも注力している。一方、支出面では、人件費の占める割合は 70.6%（経常支出合計比）と高い水準となっており、人員計画や人事制度の見直しにより人件費比率を引き下げ、それにより教育研究費比率を高めることも中期計画における課題となっている。

6-5. 会計

①会計処理の適正な実施

②会計監査の体制整備と厳正な実施

(1) 6-5 の自己判定

「基準項目 6-5 を満たしている。」

(2) 6-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-5-①会計処理の適正な実施

会計処理は、学校法人会計基準及び本学の経理規程等の諸規程に則り、適正に行っている。会計上や税務上の取扱いで疑義が生じた場合には、公認会計士や顧問税理士に確認、指導を受けて、適切に業務を遂行している。

会計処理においては、本学園全体を総括的に管理できる会計システムを用いており、集計したデータに基づいて適宜状況を把握することができ、各予算単位の責任者のもとに配布された予算の執行状況が管理できる体制となっている。

また、予算とその執行状況が著しく乖離する場合には、適宜、補正予算を編成し、理事会にて承認を得ている。

6-5-②会計監査の体制整備と厳正な実施

独立監査人による監査は、私立学校振興助成法第 14 条第 3 項に基づき、会計帳簿書類及び決算書類等によって期中監査、決算監査を実施し、適宜予算管理と執行に伴う会計処

理及び組織運営状況等の内部統制の検証などを含めての指導を受け、また決算においては、「学校法人会計基準に準拠して、経営の状況及び財政状態を全ての重要な点において適正に表示しているものと認める」との総合的な評価を受けている。

監事による監査は、私立学校法第 37 条第 3 項及び寄附行為第 16 条に基づき、財政状況と教学面を含めた業務管理及び理事の業務執行状況等に関して行われ、決算時に監査報告書を作成し、理事会・評議員会に提出、報告を行っている。

また、内部監査室においても、定例的に会計監査を行っているほか、毎年、公的研究費の科学研究費に係る通常監査及び特別監査を実施している。

【基準 6 の自己評価】

(1) 成果が出ている取組み、特色ある取組み

監査体制として、監事、独立監査人、内部監査室間で連携し、監事による業務監査を毎月行っている。

(2) 自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など

本学においては、引き続き全学科における定員充足に注力していくとともに、学部学科別の収支状況を踏まえ、受験者数の動向も考慮したうえで学納金の見直しについても検討していく。また、開学から 16 年が経過し、設備・備品等も経年劣化が進み、更新需要が起こっている。今後の更新を含めた設備投資を見据えて、本学開設時に担当した建設会社、並びに保守管理委託先会社と連携し、設備更新計画を作成したうえで対応していく。

(3) 課題などに対する改善状況と今後の取組み予定

理事会を中心とする管理運営体制は適正かつ円滑に運営できており、監事をはじめとするチェック体制も整っている。

財務面においては、本学の経常収支も改善傾向にあることから、今後とも中期計画を踏まえて引き続き学生の確保を中心に改善に向け注力していく。

現在の適正な会計体制及び監査体制を維持し、文部科学省からの諸通達や日本公認会計士協会の指針等に留意して遺漏なきよう適切に対応する。

Ⅳ. 大学が独自に設定した基準による自己評価

基準 A. 社会連携

A-1. 地域社会との連携

A-1-① 地域との連携

A-1-② 社会への発信

(1) A-1 の自己判定

「基準項目 A-1 を満たしている。」

(2) A-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

A-1-① 地域との連携

本学の目的は、学則第1条に「教育基本法及び学校教育法に基づき、深く保健、医療、福祉に関する専門の学問を教授研究し、職業及び社会生活に必要な教育を施し、高い倫理観に基づく人間形成を重んじ、国民の保健衛生に寄与すると共に、国際性に富む有為の人材を育成すること」と定めており、教員の研究成果を生かし、本学の人的・物的資源を提供して、以下のような地域との連携を図っている。

1) 附属医療施設

本学においては、学生や卒業生の臨床医学教育の場として、附属クリニック、附属鍼灸センター、附属接骨センターの3医療施設を開設しているが、その医療資源を社会に提供し、地域との密接な連携を図るため、地域住民の方も気軽に利用できるようにしている。

・附属クリニック（2011（平成23）年6月開設）

保健医療機関として、本学教授である医師が交替で外来診療に当たっている。標榜科は内科、外科及び整形外科で、江東区医師会に加盟し、一般の診療のほか、区の特健診や近隣企業の健康診断、予防接種等も行い、地域医療に貢献している。

・附属鍼灸センター（2011（平成23）年1月開設）

本学教授をはじめとする教員、並びに鍼灸師の資格を有する大学院生や卒業生等による研修生・研究生が、豊富な治療経験と臨床実績、更に最新の研究成果を生かした質の高い鍼灸治療を行っている。

臨床の領域も、運動器疾患、高齢疾患、女性疾患（産科分野を含む）、スポーツ傷害など幅広く、それぞれに専門性を有する教員が対応している。

年間来院患者総数は開設した2011（平成23）年の1,700人台から、地域住民の方を中心に着実に増加し、2019年度には7,300人台となった。2020（令和2）年度は新型コロナウイルス感染症の影響により5,200人台に減少したものの、2021（令和3）年度以降は再び増加し2024年度は9,200人台となった。2025（令和7）年3月末における開設からの累積来院患者数は75,689人に至り、地域医療への貢献を果たしている。

2025年2月には、前年に引き続き、隣接するかえつ有明高等学校からの依頼により同校の1年生に対し鍼灸学科教員、大学院生、附属鍼灸センタースタッフが、アクティブラーニング方式や教員の講義による鍼灸に関する授業を実施し、附属鍼灸センター他本学の施設見学も行った。また中高生を対象とする無料鍼灸治療体験の機会を随時設けており、地域への鍼灸の普及・啓蒙活動を行っている。

・附属接骨センター（2011（平成23）年3月開設）

柔道整復師の国家資格を有する本学教員により、学生の臨床実習の場としてだけでなく、隣接する小・中学校や高等学校の生徒や地域住民の運動器外傷の治療や予防指導を行っている。また、江東区地区災害医療における「緊急医療救護所」として、地震その他の災害時には災害拠点病院、災害拠点連携病院、江東地区災害医療コーディネーターと連携して、救護活動にも参加することとなってい

る。

2024（令和6）年度の年間患者数は2,480人であった。世代別では、10歳代が最も多く、次いで70歳代となっている。10歳代ではスポーツに起因するものが多く、70歳代では転倒など加齢の影響と思われるものが多くなっており、高齢化社会の進展する中であって、地域貢献の一助となっている。

2) 有明柔道クラブ

地域の幼児・小学生・中学生・一般を対象に柔道を通じて、心身の鍛錬と精神の修養につとめて人格の形成を図り、社会に貢献できる青少年の健全育成と柔道の普及発展を図ることを目的として実施している。

- ・日時：水・金曜日 17時30分～20時、土曜日 10時～12時30分
- ・場所：本学柔道場
- ・指導者：柔道整復学科教授（講道館柔道八段）、准教授（同七段）
- ・対象者：幼児、小学生、中学生、一般（現在の参加者は40人）

3) 公立中学校柔道授業支援

中学校武道必修化に伴い、2011（平成23）年度より、隣接の江東区立有明中学校柔道授業を本学の柔道場で実施している。本学の柔道場は、安全に授業が行える条件が整っていることから中学校と協働して実施し、柔道経験豊富な柔道整復学科の教員が指導の補助を行っている。また、障がい者スポーツを専門とする教員が特別支援学級の生徒に対して柔道の指導を行っている。

- ・実施期間：11月～1月（中学1年～3年生が対象）
- ・場所：本学柔道場

4) TAU 健康体操教室

2019（令和元年）年度より、地域と連携した「学びを实践する場」として、地域の高齢者を対象とした「TAU 健康体操教室」を開催している。健康体操教室を全10回開講し、柔道整復学科の教員によりロコモティブシンドローム予防、柔道のすり足をういた足裏感覚を敏感にする転倒予防体操、膝痛予防トレーニングなどの運動指導を行っている。また、学生ボランティアも参加し、体力測定や体調確認（血圧測定など）を行っている。

- ・第1回 TAU 健康体操教室 2019年10～12月開催 参加者数20人
- ・第2回 TAU 健康体操教室 2020年10～12月開催 参加者数10人
- ・第3回 TAU 健康体操教室 2021年10～11月開催 参加者数15人
- ・第4回 TAU 健康体操教室 2022年10～11月開催 参加者数17人
- ・第5回 TAU 健康体操教室 2023年10～11月開催 参加者数30人
- ・第6回 TAU 健康体操教室 2024年10～11月開催 参加者数30人

5) 大学祭、地域で開催される講座の講師や催事での施術体験やブース参加

6) 2024（令和6）年11月の「有明医療祭り2024」（＝大学祭）において、鍼灸学科が耳つぼジュエリー体験や東洋医学体質診断、鍼灸センターが鍼灸治療体験などを行ったほか、「有明まつり」（2024年9月）、「豊洲フェスタ」（2024年10月）の「薬を使わずに健康に」への出展や運営協力を行い、地域との交流を図っている。また、聖路加国際大学が（本学がある江東区と隣接する）中央区と連携して実施している、中央区民を対象とした講座「区民カレッジ・まなびのコース」において、鍼灸学科教員が2022（令和4）年度から継続的に実践的な講演（2023年10月）を行って、地域住民の健康意識の向上に寄与している。また、江東区福祉部からの依頼に基づき、江東区地域包括支援センター運営協議会の委員に看護学科の教授が就任し、その領域の専門家としての意見具申を行っているほか、柔道整復学科の教授が昭和大学江東豊洲病院の倫理審査に関する外部委員に就任し、地域貢献を果たしている。

A-1-② 社会への発信

本学の特性及び教員の研究成果を生かし、広く社会の保健医療に貢献すべく、以下のような情報発信を行っている。

1) 各種メディア対応

附属鍼灸センターをはじめとして、NHK などのメディアからの取材依頼に対して、個人情報の取扱いに留意しつつ、積極的に協力し、情報発信を行っている。

その結果、テレビ放映や雑誌に掲載されると、附属鍼灸センターの受診希望の方からの問い合わせが増加するなどの副次効果も表れている。

A-2. 国際交流の構築

A-2-① 鍼灸学科における国際交流

A-2-② 柔道整復学科における国際交流

A-2-③ 看護学科における国際交流

(1) A-2 の自己判定

「基準項目 A-2 を満たしている。」

(2) A-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

本学の目的である、「国際性に富む有為な人材の育成」に基づき、各学科においてそれぞれ積極的に国際交流を実施している。

A-2-① 鍼灸学科における国際交流

1) ボストン研修

ボストン研修は本学の教育理念である「国際性に富む有為な人材を育成する」ために、2011（平成 23）年より本学客員教授である、Harvard Medical School の Ted Kaptchuk 教授、Harvard Medical School の Jian Kong 教授、大学間協定を締結している Illinois 大学の Judith Schlaeger 准教授、同じく大学間協定を締結している MCPHS (Massachusetts College of Pharmacy and Health Sciences) 大学、MCPHS 大学の専門大学院である New England School of Acupuncture (NESA) の協力により、2 年に 1 度実施してきている。また、2018（平成 30）年度より本研修を鍼灸学科の選択科目としてカリキュラムに取り入れ、さらなる研修の充実を図っている。

ボストン研修は、世界最高峰の大学での講義、最先端の研究やそれを推進する研究施設、米国で最も歴史のある鍼の専門大学院などにおける学びを体感して、グローバルな視点を持った鍼灸学士になるための意識を高め、またアメリカの生活・文化・自然・歴史などに触れ、人生観や世界観を広げることにつなげることを目的とし、① MCPHS 大学・国際交流センターでの研修、② Harvard Medical School での Kaptchuk 教授の講義、③ MGH/HST Martinos Center for Biomedical Imaging での Kong 教授の講義、④ Schlaeger 准教授の講義、⑤ MCPHS 大学・NESA の日本鍼部門長 Diane Iuliano 先生の講義などのカリキュラムが組み込まれている。

新型コロナウイルスの影響により、2021（令和 3）年度から研修が実施できなかった。2024（令和 6）年度は研修の実施に向けて準備を進めたが、物価高騰や円安による渡航費用の値上がりのため中止となった。

2) Harvard Medical School 教授による講演会

鍼灸学科教員と Harvard Medical School の Jian Kong 教授との共同研究に関連する Kong 教授の来日に合わせ、2023（令和 5）年 5 月 24 日に本学にて特別講演（公開授業）「Modulation effects of acupuncture, imagined acupuncture and placebo acupuncture」を開催した。

A-2-② 柔道整復学科における国際交流

1) モンゴル国立医療科学大学

2015（平成 27）年 9 月 8 日、モンゴル国立医療科学大学 (Mongolian National

University of Medical Sciences、以下「MNUMS」)と本学の教員及び学生間の協力と交流を通し、両大学における柔道整復学、モンゴル伝統医学、教育研究並びに臨床技術の推進を図ることを目的に大学間協定を締結した。

同大学に2016(平成28)年9月、日本の伝統医療、柔道整復術を学ぶ伝統治療セラピスト学科が開設され、本学から柔道整復学科の教員8人が年2回(5・9月)、モンゴルを訪れ、MNUMSの学生に講義を行っている(2022(令和4)年度2023(令和5)年度はコロナ感染症の影響で中止)。

2024(令和6)年度には本学大学院(保健医療学研究科博士前期課程)で2名の学位授与がなされた。

2) 韓国龍仁大学校との交流

2013(平成25)年5月17日、韓国龍仁大学校と本学は、スポーツ分野並びに医学・生理学的分野における相互交流を通じ、学術研究及び教育研究の推進を図るため、大学間協定を締結し、2022(令和4)年8月には交流協定を締結し、2019(令和元)年に開催された龍武道の世界大会に3人の女子学生が参加し、上位入賞を収めた。

3) チェンマイ・ラチャパット大学との交流

2024(令和6)年7月5日に学術交流協定を締結した。今後JICAの支援を受けて、タイ王国国内において「TAU健康体操教室」の発展的活動を行っていく。

A-2-③ 看護学科における国際交流

1) シンガポール国立大学(NUS)看護学部

2011(平成23)年より交流を開始し、2015(平成27)年に大学学部間協定を締結した。コロナ感染症の影響で一時的に交流学生の受入れ・派遣とも中止となっていたが、2022(令和4)年度より再開し、2024(令和6)年度には、7月に1週間NUS生6名を受入れし、3月には本学学生6名が1週間の日程で、NUSを訪問した。

2) オーストラリア Charles Sturt 大学(CSU)

2018(平成30)年度に大学学部間協定を締結し、学生派遣・受入れ及び教員間の共同研究、交流の推進を目指し検討、協議を進め、2023(令和5)年度にはじめて本学学生3名と引率教員1名が10日間の日程でキャンパスのあるオーストラリア・ニューサウスウェールズ州バサーストを訪問した。その後は実施延期となっている。

[基準Aの自己評価]

(1) 成果が出ている取組み、特色ある取組み

近隣の行事への出展や高校生への特別授業、鍼灸センターの治療等を通じて、医療系大学として地域との連携を図り、本学の物的・人的資源を社会に提供している。

また、健康教室の開催などを通じて、近隣の方々が気軽に本学に来訪できるようにした。その成果として、今年度の柔道整復学科の卒業生2名がタイ王国へ健康体操の啓蒙活動をJICAの支援で行うことに繋がった。

(2) 自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など

地域・社会に開かれた大学を目指し、医療系大学としての社会的意義に基づいた社会貢献活動及び情報発信により積極的に取り組んでいかなければならない。海外研修についても物価の状況や安全動向等を注視し、継続に向けた準備を行っていく。

(3) 課題などに対する改善状況と今後の取組み予定

当地区に立地する医療系大学として地域との連携を図り、社会に評価される大学を目指すために、本学の有する物的・人的資源を広く社会に提供する努力を今後も継続していく。今後は、増加してくる卒業生も含めて、地域・社会に開かれた大学を目指し、医療系大学としての社会的意義に基づいた社会貢献活動及び情報発信に積極的に取り組んでいく。